

福島第一原子力発電所
特定原子力施設に係る実施計画

別冊集

本資料は、「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の内容を補足するものです。

本資料は、東京電力株式会社またはその他の企業の秘密情報が含まれていることから、一部マスキングを実施しております。

平成 25 年 6 月 24 日

東京電力株式会社

別冊 1 原子炉压力容器・格納容器注水設備に係る補足説明

I 原子炉压力容器・格納容器注水設備の構造強度及び耐震性について

別冊 2 原子炉格納容器内窒素封入設備に係る補足説明

I 原子炉格納容器内窒素封入設備の構造強度及び耐震性について

別冊 3 使用済燃料プール設備に係る補足説明

I 使用済燃料プール設備の構造強度及び耐震性について

別冊 4 原子炉压力容器・格納容器ホウ酸水注入設備に係る補足説明

I 原子炉压力容器・格納容器ホウ酸水注入設備の構造強度及び耐震性について

別冊 5 汚染水処理設備等に係る補足説明

I 汚染水処理設備等の構造強度及び耐震性について

別冊 6 原子炉格納容器ガス管理設備に係る補足説明

I 原子炉格納容器ガス管理設備の構造強度及び耐震性について

別冊 7 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備に係る補足説明

I 燃料取り出し用カバー換気設備の構造強度及び耐震性について

別冊 8 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に係る補足説明

I 乾式キャスク仮保管設備の構造強度及び耐震性について

II 乾式キャスク仮保管設備に関する要目表

別冊 9 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設に係る補足説明

I 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設の構造強度及び耐震性について

別冊 10 福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画

別冊 11 福島第一原子力発電所 5 号炉／6 号炉 長期保守管理方針 変更評価書

別冊 9

放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設に係る補足説明

I 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設の構造強度及び耐震性について

放射性液体廃棄物処理設備等を構成する設備の構造強度及び耐震性等の評価結果のうち、設備の代表性を考慮し許容値に対する裕度が小さい設備に対して、計算手順を示し、評価の妥当性を示す。

強度評価は必要肉厚に対する裕度が小さい処理カラム、耐震性評価は安定モーメントに対する裕度が小さい処理済水移送ポンプ、バッチ処理タンクスキッド、HIC、処理カラム交換用クレーン及び一次一般膜応力に対する裕度が小さい処理カラムを代表設備とし、評価手順を以下に示す。

1.1 基本方針

1.1.1 構造強度評価の基本方針

多核種除去設備等を構成する機器は、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」において、廃棄物処理設備に相当するクラス3機器と位置付けられる。この適用規格は、「JSME S NC-1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（以下、「設計・建設規格」という。）で規定される。ただし、福島第一原子力発電所構内の作業環境、機器等の設置環境等が通常時と大幅に異なっているため、設計・建設規格の要求を全て満足して設計・製作・検査を行うことは困難である。

従って、可能な限り設計・建設規格のクラス3機器相当の設計・製作・検査を行うものの、JIS等の規格に適合した一般産業品の機器等や、設計・建設規格に定める材料と同等の信頼性を有する材料・施工方法等を採用する。

1.1.2 耐震性評価の基本方針

多核種除去設備等を構成する機器のうち放射性物質を内包するものは、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」のBクラス相当の設備と位置づけられ、耐震性を評価するにあたっては、「JEAC4601 原子力発電所耐震設計技術規程」（以下、「耐震設計技術規程」という。）等に準用する。

また、参考評価として、基準地震動 S_s 相当の水平震度に対して健全性が維持されることを確認する。

1.2 評価結果

1.2.1 ポンプ類

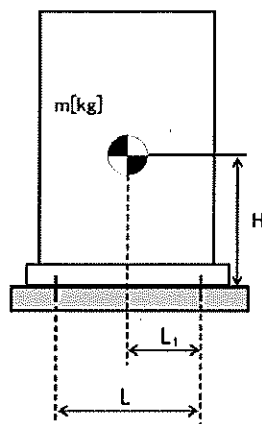
(1) 構造強度評価

ポンプは一般産業品とするため、設計・建設規格の要求には必ずしも適合しない。しかしながら、以下により高い信頼性を確保した。

- ・ 公的規格に適合したポンプを選定する。
- ・ 耐腐食性（塩分対策）を有したポンプを選定する。
- ・ 試運転により、有意な変形や漏えい、運転状態に異常がないことを確認する。

(2)耐震性評価（代表設備：処理済水移送ポンプ）

a. 基礎ボルトの強度評価耐震設計技術規程の強度評価方法に準拠して評価を実施した。評価の結果、基礎ボルトの強度が確保されることを確認した（表1）。



- L : 基礎ボルト間の水平方向距離
 m : 機器重量
 g : 重力加速度(9.80665m/s^2)
 H : 据付面からの重心までの距離
 L_1 : 重心と基礎ボルト間の水平方向距離
 n_f : 引張力の作用する基礎ボルトの評価本数(2本)
 n : 基礎ボルトの本数(4本)
 A_b : 基礎ボルトの軸断面積
 C_H : 水平方向設計震度
 耐震Bクラス相当 : 0.36
 耐震Sクラス相当 : 0.80
 C_V : 鉛直方向設計震度
 耐震Bクラス相当 : 0
 耐震Sクラス相当 : 0

$$\text{基礎ボルトに作用する引張力: } F_b = \frac{1}{L} (m \times g \times C_H \times H - m \times g \times (1 - C_V) \times L_1)$$

$C_H = 0.36$ の場合 $F_b = -625\text{N} < 0$ よって、引張力は発生しない。

$C_H = 0.80$ の場合 $F_b = 1218\text{N}$

$$\text{基礎ボルトの引張応力: } \sigma_b = \frac{F_b}{n_f \times A_b}$$

$C_H = 0.36$ の場合 $\sigma_b = -1\text{MPa} < 0$ よって、引張応力は発生しない。

$C_H = 0.80$ の場合 $\sigma_b = 3\text{MPa}$

$$\text{基礎ボルトのせん断応力: } \tau_b = \frac{m \times g \times C_H}{n \times A_b}$$

$C_H = 0.36$ の場合 $\tau_b = 2\text{MPa}$

$C_H = 0.80$ の場合 $\tau_b = 5\text{MPa}$

また、許容応力は、以下の式で設定した。

$$\text{基礎ボルトの許容引張応力} : f = \min(f_{to}, f_{ts})$$

$$\text{基礎ボルトの許容せん断応力} : f_{sb} = F/\sqrt{3}$$

ここで、Fは日本機械学会 設計・建設規格 JSME S NC1-2005 付属図表 Part 5 表 8 及び表 9 より、設備運転温度（常温）における Sy 値、Su 値を用い、下記式にて設定した。

$$F = \min (Sy, 0.7Su)$$

$$Sy : \text{表 8 より } -30^{\circ}\text{C} \sim 40^{\circ}\text{C} : 245\text{MPa}$$

$$Su : \text{表 9 より } -30^{\circ}\text{C} \sim 40^{\circ}\text{C} : 400\text{MPa}$$

$$\text{従って、} F = \min (Sy, 0.7Su) = \min (245, 0.7 \times 400) = 245 \text{ MPa}$$

基礎ボルトの許容引張応力：

$$f = \min(f_{to}, f_{ts}) = (183, 253) = 183 \text{ MPa } (C_H=0.36 \text{ の場合})$$

$$f = \min(f_{to}, f_{ts}) = (183, 249) = 183 \text{ MPa } (C_H=0.80 \text{ の場合})$$

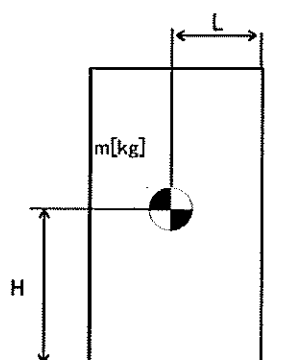
$$f_{to} = F/2 \times 1.5 = 183$$

$$\begin{aligned} f_{ts} &= 1.4 \times f_{to} - 1.6 \times \tau_b \\ &= 253 \text{ } (C_H=0.36 \text{ の場合}) \\ &= 249 \text{ } (C_H=0.80 \text{ の場合}) \end{aligned}$$

$$\text{基礎ボルトの許容せん断応力} : f_{sb} = F/\sqrt{3} = 141 \text{ MPa}$$

b. 転倒評価

地震による転倒モーメントと自重による安定モーメントを算出し、それらを比較することにより転倒評価を実施した。評価の結果、地震による転倒モーメントは自重による安定モーメントより小さくなることから、転倒しないことを確認した。また、地震による転倒モーメント>自重による安定モーメントとなるものについては、a. での計算により基礎ボルトの強度が確保されることから転倒しないことを確認した(表1)。



C_H : 水平方向設計震度

耐震Bクラス相当 : 0.36

耐震Sクラス相当 : 0.80

m : 機器重量

g : 重力加速度(9.80665m/s^2)

H : 据付面からの重心までの距離

L : 転倒支点から機器重心までの距離

$$\text{地震による転倒モーメント} : M_1 = m \times g \times C_H \times H$$

$$C_H = 0.36 \text{ の場合 } M_1 = 8.30 \times 10^5 \text{ N} \cdot \text{mm}$$

$$C_H = 0.80 \text{ の場合 } M_1 = 1.90 \times 10^6 \text{ N} \cdot \text{mm}$$

$$\text{自重による安定モーメント} : M_2 = m \times g \times L = 1.10 \times 10^6 \text{ N} \cdot \text{mm}$$

表1 : 処理済水移送ポンプ耐震評価結果

機器名称	評価部位	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位
処理済水移送ポンプ	本体	転倒	0.36	8.30×10^5	1.10×10^6	N・mm
	基礎ボルト	引張	0.36	-	-	MPa
		せん断	0.36	2	141	MPa
	本体	転倒	0.80	1.90×10^6	1.10×10^6	N・mm
	基礎ボルト	引張	0.80	3	183	MPa
		せん断	0.80	5	141	MPa

※引張評価の算出値「-」については、引張応力が作用していない。

1.2.2 タンク類、吸着塔及び処理カラム

(1) 構造強度評価（代表設備：処理カラム）

タンク類は、SUS316L もしくは炭素鋼（ライニング付）とするが材料の調達において一般産業品とするため、材料証明がなく、設計・建設規格の要求には必ずしも適合しない。しかしながら、以下により高い信頼性を確保した。

- ・工場にて溶接を行い高い品質を確保する。
- ・水張りによる溶接部の漏えい確認等を行う。

また、吸着塔及び処理カラムは、SUS316L とするが材料の調達において一般産業品とするため、材料証明がなく、設計・建設規格の要求には必ずしも適合しない。しかしながら、以下を考慮することで、高い信頼性を確保した。

- ・公的規格に適合した一般産業品の SUS316L を用いて吸着塔、処理カラムを製作する。
- ・溶接継手は、PT 検査、運転圧による漏えい確認等を行う。
- ・工場にて溶接を行い高い品質を確保する。

a. スカート支持たて置円筒形容器

スカート支持たて置円筒形容器については、設計・建設規格に準拠し、板厚評価を実施した。評価の結果、水頭圧（開放型タンク）、最高使用圧力（密閉型タンク）に耐えられることを確認した（表 2）。

（密閉型の場合）

①胴板の必要肉厚

$$t = \frac{PD_i}{2S\eta - 1.2P}$$
$$= 12.29\text{mm}$$

t : 胴の計算上必要な厚さ

Di : 胴の内径(1354mm)

P : 最高使用圧力 (1.37MPa)

S : 最高使用温度における材料の許容引張応力 (109MPa)

η : 長手継手の効率 (0.7)

ただし、t の値は炭素鋼、低合金鋼の場合は $t = 3.00[\text{mm}]$ 以上、その他の金属の場合は $t = 1.50[\text{mm}]$ 以上とする。

②鏡板の必要肉厚

$$t = \frac{PRW}{2S\eta - 0.2P}$$
$$= 13.09\text{mm}$$

t : 鏡の計算上必要な厚さ

P : 最高使用圧力(1.37MPa)

R : 鏡板の中央部における内面の半径(1350mm)

W : さら形鏡板の形状による係数(1.54)

r : さら形鏡板のすみの丸みの内半径(135mm)

S : 最高使用温度における材料の許容引張応力(109MPa)

η : 継手の効率(1.0)

表 2 : 処理カラム板厚評価結果

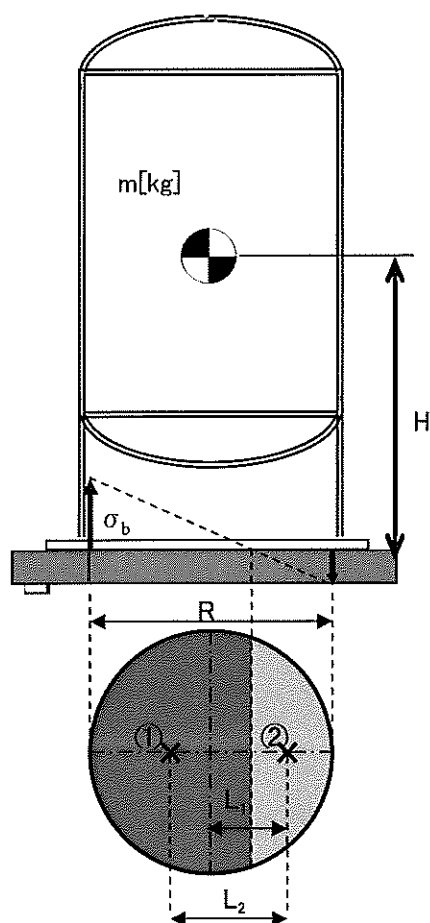
機器名称	評価部位	必要肉厚 [mm]	実厚 [mm]
処理カラム	胴板	12.29	18.70
	鏡板	13.09	20.70

(2)耐震性評価（代表設備：処理カラム）

a. スカート支持たて置円筒形容器

(a) 基礎ボルトの強度評価

耐震設計技術規程の強度評価方法に準拠して評価を実施した。評価の結果、基礎ボルトの強度が確保されることを確認した（表3）。



m : 機器重量 ()

g : 重力加速度 (9.80665m/s²)

H : 据付面からの重心までの距離 ()

n : 基礎ボルトの本数 (4本)

A_b : 基礎ボルトの軸断面積 ()

C_H : 水平方向設計震度

耐震Bクラス相当 : 0.36

耐震Sクラス相当 : 0.80

C_V : 鉛直方向設計震度

耐震Bクラス相当 : 0

耐震Sクラス相当 : 0

C_t : 中立軸の位置より求める係数

$C_H = 0.36$ において : 2.245

$C_H = 0.80$ において : 3.056

σ_b : 基礎ボルトに作用する引張応力

F_t : 基礎ボルトに作用する引張力

① : 基礎ボルトに作用する引張力の作用点

② : 基礎部に作用する圧縮力の作用点

R : 基礎ボルトのピッチ円直径 (1258mm)

L_1 : 基礎ボルトのピッチ円中心から②までの距離

$C_H = 0.36$ において : ()

$C_H = 0.80$ において : ()

L_2 : ①から②までの距離

$C_H = 0.36$ において : ()

$C_H = 0.80$ において : ()

$$\text{基礎ボルトに作用する引張力} : F_t = \frac{1}{L_2} (m \times g \times C_H \times H - m \times g \times (1 - C_V) \times L_1)$$

$C_H = 0.36$ の場合 $F_t = 218 \text{ N}$

$C_H = 0.80$ の場合 $F_t = 34303 \text{ N}$

$$\text{基礎ボルトに作用する引張応力：} \sigma_b = \frac{2\pi \times F_t}{n \times A_b \times C_t}$$

$$C_H=0.36 \text{ の場合 } \sigma_b = 1\text{MPa}$$

$$C_H=0.80 \text{ の場合 } \sigma_b = 39\text{MPa}$$

$$\text{基礎ボルトのせん断応力：} \tau_b = \frac{m \times g \times C_H}{n \times A_b}$$

$$C_H=0.36 \text{ の場合 } \tau_b = 12\text{MPa}$$

$$C_H=0.80 \text{ の場合 } \tau_b = 26\text{MPa}$$

また、許容応力は、以下の式で設定した。

$$\text{基礎ボルトの許容引張応力} : f = \min(f_{to}, f_{ts})$$

$$\text{基礎ボルトの許容せん断応力：} f_{sb} = F/\sqrt{3}$$

ここで、Fは日本機械学会 設計・建設規格 JSME S NC1-2005 付属図表 Part 5 表 8 及び表 9 より、設計温度 50℃における Sy 値、Su 値を線形補間した値を用い、下記式にて設定した。

$$F = \min (1.35Sy, 0.7Su, Sy(RT))$$

$$Sy : \text{表 8 より } 40^\circ\text{C} : 175\text{MPa}, 75^\circ\text{C} : 154 \text{ MPa}$$

$$Sy = 154 + (175 - 154) \times (75-50)/(75-40) = 169 \text{ MPa}$$

$$Sy(RT) : \text{表 8 より 室温} : 175\text{MPa}$$

$$Sy(RT) = 175\text{MPa}$$

$$Su : \text{表 9 より } 40^\circ\text{C} : 480\text{MPa}, 75^\circ\text{C} : 452\text{MPa}$$

$$Su = 452 + (480 - 452) \times (75-50)/(75-40) = 472 \text{ MPa}$$

$$\text{従って、} F = \min (1.35Sy, 0.7Su, Sy(RT)) = \min (228, 330, 175) = 175 \text{ MPa}$$

基礎ボルトの許容引張応力：

$$f = \min(f_{to}, f_{ts}) = \min(131, 164) = 131 \text{ MPa } (C_H=0.36 \text{ の場合})$$

$$f = \min(f_{to}, f_{ts}) = \min(131, 141) = 131 \text{ MPa } (C_H=0.80 \text{ の場合})$$

$$f_{to} = F/2 \times 1.5 = 131$$

$$f_{ts} = 1.4 \times f_{to} - 1.6 \times \tau_b$$

$$= 164 \text{ (} C_H=0.36 \text{ の場合)}$$

$$= 141 \text{ (} C_H=0.80 \text{ の場合)}$$

$$\text{基礎ボルトの許容せん断応力：} f_{sb} = F/\sqrt{3} = 101 \text{ MPa}$$

(b) 胴板の強度評価

耐震設計技術規程の強度評価方法に準拠して、胴板の強度評価を実施した。

一次一般膜応力 σ_0 を下記の通り評価し、許容値を下回ることを確認した(表 3)。

$$\sigma_0 = \text{Max}\{\sigma_{0t}, \sigma_{0c}\}$$

$C_H=0.36$ の場合 48 MPa

$C_H=0.80$ の場合 48 MPa

$$\sigma_{0t} = \frac{1}{2} \cdot \left\{ \sigma_\phi + \sigma_{xt} + \sqrt{(\sigma_\phi - \sigma_{xt})^2 + 4 \cdot \tau^2} \right\}$$

$C_H=0.36$ の場合 48 MPa

$C_H=0.80$ の場合 48 MPa

$$\sigma_{0c} = \frac{1}{2} \cdot \left\{ \sigma_\phi + \sigma_{xc} + \sqrt{(\sigma_\phi - \sigma_{xc})^2 + 4 \cdot \tau^2} \right\}$$

$\sigma_{xc} < 0$ となるため評価不要

σ_{0t} : 一次一般膜応力 (引張側)

σ_{0c} : 一次一般膜応力 (圧縮側)

σ_ϕ : 胴の周方向応力の和

$C_H=0.36$ の場合 47.20 MPa

$C_H=0.80$ の場合 47.20 MPa

σ_{xt} : 胴の軸方向応力の和 (引張側)

$C_H=0.36$ の場合 24.96 MPa

$C_H=0.80$ の場合 26.10 MPa

σ_{xc} : 胴の軸方向応力の和 (圧縮側)

$C_H=0.36$ の場合 -22.42 MPa

$C_H=0.80$ の場合 -21.29 MPa

τ : 地震により胴に生じるせん断応力

$C_H=0.36$ の場合 0.49 MPa

$C_H=0.80$ の場合 1.09 MPa

また、許容応力は、以下の式で設定した。

胴板一次一般膜応力の許容応力 : $\sigma = \text{MAX}(\text{Min}(\text{Sy}, 0.6 \cdot \text{Su}), 1.2 \cdot \text{S})$

ここで、 σ は日本機械学会 設計・建設規格 JSME S NC1-2005 付属図表 Part 5 表 5、表 8 及び表 9 より、設計温度 60℃における S 値、Sy 値及び Su 値を線形補間した値を用い、下記式にて設定した。

S : 表 5 より 40℃ : 111MPa、75℃ : 108 MPa

$$S = 108 + (111 - 108) \times (75-60)/(75-40) = 109 \text{ MPa}$$

Sy : 表 8 より 40℃ : 175MPa、75℃ : 154 MPa

$$\text{Sy} = 154 + (175 - 154) \times (75-60)/(75-40) = 163 \text{ MPa}$$

Su : 表 9 より 40℃ : 480MPa、75℃ : 452MPa

$$\text{Su} = 452 + (480 - 452) \times (75-60)/(75-40) = 464 \text{ MPa}$$

胴板一次一般膜応力の許容応力 : $\sigma = \text{MAX}(\text{Min}(\text{Sy}, 0.6 \cdot \text{Su}), 1.2 \cdot \text{S})$

$$= \text{MAX}(\text{Min}(163, 278), 130) = 163 \text{ MPa}$$

(c) スカートの強度評価

耐震設計技術規程の強度評価方法に準拠して、スカートの強度評価を実施した。

組合せ応力 σ_s を下記の通り評価し、許容値を下回ることを確認した(表3)。

$$\sigma_s = \sqrt{(\sigma_1 + \sigma_2 + \sigma_3)^2 + 3 \cdot \tau^2}$$

$C_H=0.36$ の場合 4 MPa

$C_H=0.80$ の場合 8 MPa

σ_1 : スカートの質量による軸方向応力

$C_H=0.36$ の場合 1.20 MPa

$C_H=0.80$ の場合 1.20 MPa

σ_2 : スカートの鉛直方向地震による軸方向応力

$C_H=0.36$ の場合 0 MPa

$C_H=0.80$ の場合 0 MPa

σ_3 : スカートの曲げモーメントによる軸方向応力

$C_H=0.36$ の場合 2.29 MPa

$C_H=0.80$ の場合 5.07 MPa

τ : 地震によるスカートに生じるせん断応力

$C_H=0.36$ の場合 0.865 MPa

$C_H=0.80$ の場合 1.93 MPa

また、許容応力は、以下の式で設定した。

スカート組合せ応力の許容応力 : $\sigma = F$

ここで、 σ は日本機械学会 設計・建設規格 JSME S NC1-2005 付属図表 Part 5 表 5、表 8 及び表 9 より、設計温度 50℃における S_y 値、 $S_y(RT)$ 値及び S_u 値を線形補間した値を用い、下記式にて設定した。

$$F = \min(1.35 \cdot S_y, 0.7 \cdot S_u, S_y(RT))$$

S_y : 表 8 より 40℃ : 205MPa、75℃ : 183 MPa

$$S_y = 183 + (205 - 183) \times (75-50)/(75-40) = 198 \text{ MPa}$$

$S_y(RT)$: 表 8 より 室温 : 205MPa

$$S_y(RT) = 205 \text{ MPa}$$

S_u : 表 9 より 40℃ : 520MPa、75℃ : 466MPa

$$S_u = 466 + (520 - 466) \times (75-50)/(75-40) = 504 \text{ MPa}$$

従って、 $F = \min(1.35 \cdot S_y, 0.7 \cdot S_u, S_y(RT)) = \min(268, 353, 205) = 205 \text{ MPa}$

スカート組合せ応力の許容応力 : $\sigma_s = F = 205 \text{ MPa}$

また、座屈評価を下記の式により行い、スカートに座屈が発生しないことを確認した(表5)。

$$\frac{\eta \cdot (\sigma_1 + \sigma_2)}{f_c} + \frac{\eta \cdot \sigma_3}{f_b} \leq 1$$

σ_1 : スカートの質量による軸方向応力
 $C_H=0.36$ の場合 1.20 MPa
 $C_H=0.80$ の場合 1.20 MPa
 σ_2 : スカートの鉛直方向地震による軸方向応力
 $C_H=0.36$ の場合 0 MPa
 $C_H=0.80$ の場合 0 MPa
 σ_3 : スカートの曲げモーメントによる軸方向応力
 $C_H=0.36$ の場合 2.29 MPa
 $C_H=0.80$ の場合 5.07 MPa
 f_c : 軸圧縮荷重に対する許容座屈応力 205 MPa
 f_b : 曲げモーメントに対する許容座屈応力 205 MPa
 η : 座屈応力に対する安全率 1

表3：処理カラム耐震評価結果

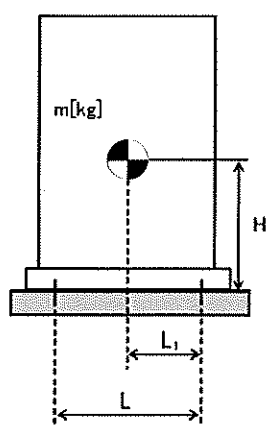
機器名称	評価部位	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位
処理カラム	胴板	一次一般膜	0.36	48	163	MPa
	スカート	組合せ	0.36	4	205	MPa
		座屈	0.36	0.02	1	-
	基礎 ボルト	引張	0.36	1	131	MPa
		せん断	0.36	12	101	MPa
	胴板	一次一般膜	0.80	48	163	MPa
	スカート	組合せ	0.80	8	205	MPa
		座屈	0.80	0.03	1	-
	基礎 ボルト	引張	0.80	39	131	MPa
		せん断	0.80	26	101	MPa

1.2.3 スキッド

(I)耐震性評価（代表設備：バッチ処理タンクスキッド）

a. 基礎ボルトの強度評価

耐震設計技術規程の強度評価方法に準拠して評価を実施した。評価の結果、基礎ボルトの強度が確保されることを確認した（表4）。



- L : 基礎ボルト間の水平方向距離
- m : 機器重量
- g : 重力加速度(9.80665m/s²)
- H : 据付面からの重心までの距離
- L₁ : 重心と基礎ボルト間の水平方向距離
- n_f : 引張力の作用する基礎ボルトの評価本数(12 本)
- n : 基礎ボルトの本数(48 本)
- A_b : 基礎ボルトの軸断面積
- C_H : 水平方向設計震度
 - 耐震Bクラス相当 : 0.36
 - 耐震Sクラス相当 : 0.80
- C_V : 鉛直方向設計震度
 - 耐震Bクラス相当 : 0
 - 耐震Sクラス相当 : 0

$$\text{基礎ボルトに作用する引張力} : F_b = \frac{1}{L} (m \times g \times C_H \times H - m \times g \times (1 - C_V) \times L_1)$$

$$C_H = 0.36 \text{ の場合 } F_b = -43692 \text{ N}$$

$$C_H = 0.80 \text{ の場合 } F_b = 278068 \text{ N}$$

$$\text{基礎ボルトの引張応力} : \sigma_b = \frac{F_b}{n_f \times A_b}$$

$$C_H = 0.36 \text{ の場合 } \sigma_b = -18.1 \text{ MPa} < 0 \text{ よって、引張応力は発生しない。}$$

$$C_H = 0.80 \text{ の場合 } \sigma_b = 116 \text{ MPa}$$

$$\text{基礎ボルトのせん断応力} : \tau_b = \frac{m \times g \times C_H}{n \times A_b}$$

$$C_H = 0.36 \text{ の場合 } \tau_b = 23 \text{ MPa}$$

$$C_H = 0.80 \text{ の場合 } \tau_b = 51 \text{ MPa}$$

また、許容応力は、以下の式で設定した。

基礎ボルトの許容引張応力 : $f = \min(f_{to}, f_{ts})$

基礎ボルトの許容せん断応力 : $f_{sb} = F/\sqrt{3}$

ここで、Fは日本機械学会 設計・建設規格 JSME S NC1-2005 付属図表 Part 5 表 8 及び表 9 より、設計温度 50℃における Sy 値、Su 値を線形補間した値を用い、下記式にて設定した。

$$F = \min(Sy, 0.7Su)$$

Sy : 表 8 より 40℃ : 245MPa、75℃ : 231 MPa

$$Sy = 231 + (245 - 231) \times (75-50)/(75-40) = 241 \text{ MPa}$$

Su : 表 9 より 40℃ : 400MPa、75℃ : 381MPa

$$Su = 381 + (400 - 381) \times (75-50)/(75-40) = 394 \text{ MPa}$$

従って、 $F = \min(Sy, 0.7Su) = \min(241, 0.7 \times 394) = 241 \text{ MPa}$

基礎ボルトの許容引張応力 :

$$f = \min(f_{to}, f_{ts}) = (180, 216) = 180 \text{ MPa } (C_H=0.36 \text{ の場合})$$

$$f = \min(f_{to}, f_{ts}) = (180, 171) = 171 \text{ MPa } (C_H=0.80 \text{ の場合})$$

$$f_{to} = F/2 \times 1.5 = 180$$

$$f_{ts} = 1.4 \times f_{to} - 1.6 \times \tau_b$$

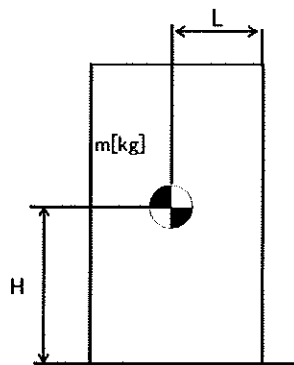
$$= 216 \text{ } (C_H=0.36 \text{ の場合})$$

$$= 171 \text{ } (C_H=0.80 \text{ の場合})$$

基礎ボルトの許容せん断応力 : $f_{sb} = F/\sqrt{3} = 139 \text{ MPa}$

b. 転倒評価

地震による転倒モーメントと自重による安定モーメントを算出し、それらを比較することにより転倒評価を実施した。評価の結果、地震による転倒モーメントは自重による安定モーメントより小さく、転倒しないことを確認した。また、地震による転倒モーメント > 自重による安定モーメントとなるものについては、a. での計算により基礎ボルトの強度が確保されることから転倒しないことを確認した（表4）。



C_H : 水平方向設計震度

耐震Bクラス相当 : 0.36

耐震Sクラス相当 : 0.80

m : 機器重量 ()

g : 重力加速度 (9.80665m/s^2)

H : 据付面からの重心までの距離 ()

L : 転倒支点から機器重心までの距離 ()

地震による転倒モーメント : $M_1 = m \times g \times C_H \times H$

$C_H = 0.36$ の場合 $M_1 = 9.27 \times 10^8 \text{N} \cdot \text{mm}$

$C_H = 0.80$ の場合 $M_1 = 2.06 \times 10^9 \text{N} \cdot \text{mm}$

自重による安定モーメント : $M_2 = m \times g \times L = 1.08 \times 10^9 \text{N} \cdot \text{mm}$

表4：バッチ処理タンクスキッド耐震評価結果

機器名称	評価部位	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位
バッチ処理タンク スキッド	本体	転倒	0.36	9.27×10^8	1.08×10^9	$\text{N} \cdot \text{mm}$
	基礎	引張	0.36	—	—	MPa
	ボルト	せん断	0.36	23	139	MPa
	本体	転倒	0.80	2.06×10^9	1.08×10^9	$\text{N} \cdot \text{mm}$
	基礎	引張	0.80	116	171	MPa
	ボルト	せん断	0.80	51	139	MPa

※引張評価の算出値「—」については、引張応力が作用していない。

1.2.4 高性能容器

(1) 構造強度評価

高性能容器本体は、ポリエチレン製の容器であり設計・建設規格の要求に適合するものではない。しかしながら、高性能容器は、米国において低レベル放射性廃棄物の最終処分に使用されている容器であり、米国 NRC (Nuclear Regulatory Commission, 原子力規制委員会) から権限を委譲されたサウスカロライナ州健康環境局 (S.C. Department of Health and Environmental Control) の認可を得ており、高い信頼性を有している。

a. 収容物重量に対する評価

高性能容器の収容物重量は容積から決定しており、当該型式の高性能容器の設計重量は約 4.5t である。多核種除去設備で使用する高性能容器への収容物の重量は最大で 3.5t とすることから、収容物重量に対して十分な強度を有している。

b. 圧力に対する評価

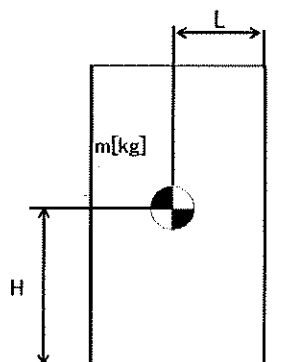
当該型式の高性能容器の外圧に対する設計圧力は、25 kPa である。多核種除去設備で用いる高性能容器の外圧は屋外設置のため大気圧程度であることから、設計圧力を満足している。

一方、内圧に対しては、サウスカロライナ州健康環境局の認可に当たり、50 kPa で試験を行い、容器に歪みがないことを確認している。高性能容器は、ベント機能を設けていることから、多核種除去設備で使用する際の内圧は、大気圧程度となり、試験圧力を満足している。

(2)耐震性評価

a. 転倒評価

地震による転倒モーメントと自重による安定モーメントを算出し、それらを比較することにより転倒評価を行った。評価の結果、地震による転倒モーメントは自重による安定モーメントより小さく、転倒しないことを確認した（表5）。



C_H ：水平方向設計震度

耐震Bクラス相当：0.36

耐震Sクラス相当：0.80

m ：機器重量：[REDACTED]

g ：重力加速度(9.80665m/s^2)

H ：据付面からの重心までの距離：[REDACTED]

L ：転倒支点から機器重心までの距離：[REDACTED]

地震による転倒モーメント： $M_1 = m \times g \times C_H \times H$

$C_H=0.36$ の場合 $M_1 = 2.04 \times 10^7 \text{N} \cdot \text{mm}$

$C_H=0.80$ の場合 $M_1 = 4.52 \times 10^7 \text{N} \cdot \text{mm}$

自重による安定モーメント： $M_2 = m \times g \times L$

$M_2 = 4.56 \times 10^7 \text{N} \cdot \text{mm}$

表5 高性能容器評価結果

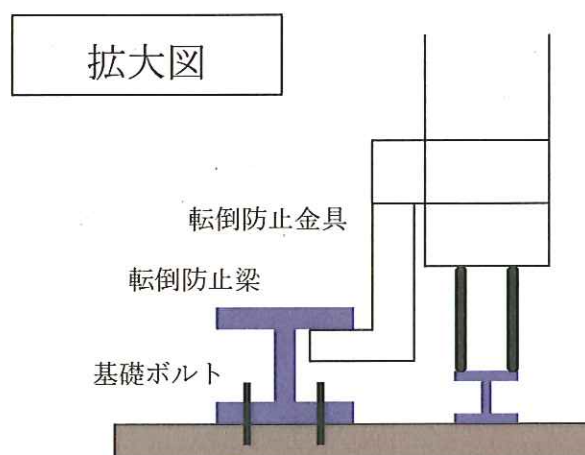
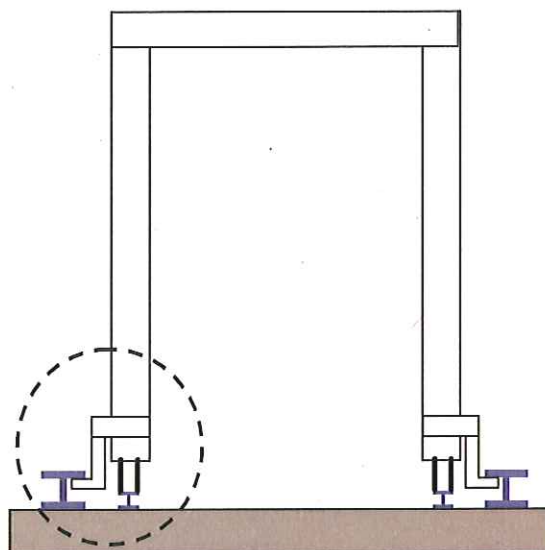
機器名称	評価部位	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位
高性能容器 (補強体付き)	本体	転倒	0.36	2.04×10^7	4.56×10^7	N・mm
			0.80	4.52×10^7		

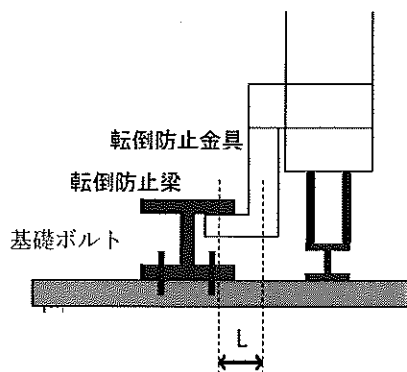
1.2.5 クレーン類

(1)耐震性評価（代表設備：処理カラム交換用クレーン）

a. 基礎ボルト等の強度評価

耐震設計技術規程並びに「クレーン構造規格」（平成7年労働省告示第134号）の強度評価方法に準拠して評価を実施した。評価の結果、基礎ボルト・転倒防止金具・転倒防止梁の強度が確保されることを確認した（表6）。





L : 転倒防止金具の中心軸と転倒防止梁
接触点までの距離(140mm)

g : 重力加速度(9.80665m/s²)

Z₁ : 転倒防止金具の形状係数(7.90×10⁴mm³)

Z₂ : 転倒防止梁の形状係数 (8.60×10⁵mm³)

d : ボルトの断面積(149.50mm²)

l : 転倒防止梁のアンカー固定ピッチ (2000mm)

C_H : 水平方向設計震度

耐震Bクラス相当 : 0.36

耐震Sクラス相当 : 0.80

C_V : 鉛直方向設計震度

耐震Bクラス相当 : 0

耐震Sクラス相当 : 0

「b. 転倒評価」にて、地震による転倒モーメント>自重による安定モーメントとなる場合について、評価を行う。

転倒防止金具に作用する浮き上がり荷重をFとして、

$$F = (\text{地震による転倒モーメント} - \text{自重による安定モーメント}) / (\text{クレーン両脚の距離})$$

$$= (22400 - 22500) / 4.9 = -20 \text{ kg (Bクラス評価の場合)} \quad \leftarrow \text{浮き上がり荷重は発生しない}$$

$$= (49600 - 22500) / 4.9 = 5600 \text{ kg (Sクラス評価の場合)}$$

転倒防止金具は片側に4個設置しているが、うち3個が転倒時に有効に作用するものとする。また、転倒防止梁の基礎ボルトは1箇所あたり4本で固定されている。

$$\text{転倒防止金具にかかる応力} : \sigma_1 = \frac{F \times g \times L}{3 \times Z_1}$$

C_H=0.36 の場合 応力が発生しない

$$C_H = 0.80 \text{ の場合 } \sigma_1 = 32.5 \text{ N/mm}^2$$

$$\text{基礎ボルトに作用する引張力} : F_b = \frac{F}{3 \times 4}$$

C_H= 0.36 の場合 引張力が発生しない

$$C_H = 0.80 \text{ の場合 } F_b = 467 \text{ kg}$$

$$\text{転倒防止用梁にかかる応力} : \sigma_2 = \frac{F \times g \times l}{3 \times 4 \times Z_2}$$

C_H= 0.36 の場合 応力が発生しない

$$C_H=0.80 \text{ の場合 } \sigma_2 = 10.7 \text{ N/mm}^2$$

また、許容応力はクレーン構造規格に基づき以下の式で設定した。

$$\begin{aligned} \text{許容引張応力: } \sigma_{ta} &= \min (\text{降伏点応力}/1.5 , \text{引張強さ}/1.8) \\ &= \min (2400/1.5 , 4100/1.8) \\ &= \min (1600 , 2278) = 1600 \text{ kg/cm}^2 \end{aligned}$$

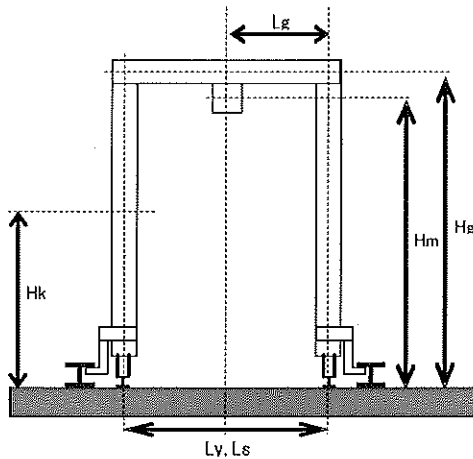
$$\begin{aligned} \text{基礎ボルトの許容引張力: } F_{Ba} &= \sigma_{ta} \times d \times 0.6 \\ &= 1435 \text{ kg} \end{aligned}$$

$$\text{許容圧縮応力: } \sigma_{ca} = \sigma_{ta}/1.15 = 1391 \text{ kg/cm}^2$$

$$\text{転倒防止金具, 転倒防止梁の許容曲げ応力: } \sigma_{bac} = 1.30 \times \sigma_{ca} = 1800 \text{ kg/cm}^2 = 175 \text{ N/mm}^2$$

b. 転倒評価

地震による転倒モーメントと自重による安定モーメントを算出し、それらを比較することにより転倒評価を実施した。評価の結果、地震による転倒モーメントが自重による安定モーメントより小さくなるものについては、転倒しないことを確認した。また、地震による転倒モーメントが自重による安定モーメントより大きくなるものについては、a. での計算により基礎ボルト・転倒防止金具・転倒防止梁の強度が確保されることから転倒しないことを確認した（表6）。



C_H : 水平方向設計震度

耐震Bクラス相当 : 0.36

耐震Sクラス相当 : 0.80

m : 機器重量

m_g : ガータ重量 ()

m_k : 脚重量 ()

m_m : 巻上機重量 ()

m_y : 揺脚重量 ()

m_s : サドル重量 ()

g : 重力加速度 (9.80665m/s^2)

H : 据付面からの重心までの距離

H_g : ガータ重心高さ ()

H_k : 脚重心高さ ()

H_m : 巻上機重心高さ ()

L : 転倒支点から機器重心までの距離

L_g : ガータ重心距離 ()

L_y : 揺脚重心距離 ()

L_s : サドル重心距離 ()

地震による転倒モーメント : $M_1 = m \times C_H \times H$

$$M_{1g} = m_g \times H_g \times C_H$$

$$M_{1k} = m_k \times H_k \times C_H$$

$$M_{1m} = m_m \times H_m \times C_H$$

$$M_1 = M_{1g} + M_{1k} + M_{1m}$$

$$C_H = 0.36 \text{ の場合 } M_1 = 2.24 \times 10^4 \text{kg} \cdot \text{m}$$

$$C_H = 0.80 \text{ の場合 } M_1 = 4.96 \times 10^4 \text{kg} \cdot \text{m}$$

自重による安定モーメント： $M_2 = m \times L$

$$M_{2g} = m_g \times L_g$$

$$M_{2y} = m_y \times L_y$$

$$M_{2s} = m_s \times L_s$$

$$M_2 = M_{2g} + M_{2y} + M_{2s} = 2.25 \times 10^4 \text{ kg} \cdot \text{m}$$

表6：クレーン類耐震評価結果

機器名称	評価部位	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位
処理カラム 交換用クレーン	本体	転倒	0.36	2.24×10^4	2.25×10^4	$\text{kg} \cdot \text{m}$
	基礎ボルト	引張	0.36	—	1435	kg
	転倒防止金具	変形	0.36	—	175	N/mm^2
	転倒防止梁	変形	0.36	—	175	N/mm^2
	本体	転倒	0.80	4.96×10^4	2.25×10^4	$\text{kg} \cdot \text{m}$
	基礎ボルト	引張	0.80	467	1435	kg
	転倒防止金具	変形	0.80	32.5	175	N/mm^2
	転倒防止梁	変形	0.80	10.7	175	N/mm^2

※ 算出値「—」については、引張荷重・応力が作用していない。

1.2.6 配管

(1) 構造強度評価

a. 配管（鋼管）

配管（鋼管）はステンレスまたは炭素鋼の一般産業品とするため、設計・建設規格の要求には必ずしも適合しない。しかしながら、以下により高い信頼性を確保する。

- ・ 公的規格に適合した配管（鋼管）を選定する。
- ・ 溶接継手は、運転圧による漏えい確認もしくは代替検査を行う。
- ・ 可能な限り工場にて溶接を行い、現地での溶接作業を少なくする。

また、配管（鋼管）には保温材を取り付け凍結防止対策を施す。

b. 配管（ポリエチレン管）

配管（ポリエチレン管）は鋼材ではなく、一般産業品であるため、設計・建設規格の要求に適合するものではない。しかしながら、配管（ポリエチレン管）は、一般に耐食性、電気特性（耐電気腐食）、耐薬品性を有しており、鋼管と同等の信頼性を有している。また、以下により高い信頼性を確保する。

- ・日本水道協会規格に適合したポリエチレン管を採用する。
- ・継手は、可能な限り融着構造とする。

また、配管（ポリエチレン管）には保温材を取り付け凍結防止対策を施す。なお、本対策は、配管（ポリエチレン管）の紫外線劣化対策を兼ねる。

c. 配管（耐圧ホース）

配管（耐圧ホース）は鋼材ではなく、一般産業品であるため、設計・建設規格の要求に適合するものではない。しかしながら、以下により高い信頼性を確保する。

- ・耐圧ホースで発生した過去の不適合のうち、チガヤによる耐圧ホースの貫通に関してはチガヤが生息する箇所においては鉄板敷き等の対策を施す。
- ・継手金属と樹脂の結合部（カシメ部）の外れ防止対策として、結合部に外れ防止金具を装着する。
- ・通水等による漏えい確認を行う。

また、配管（耐圧ホース）には保温材を取り付け凍結防止対策を施す。

(2)耐震性評価

a. 配管（鋼管）

配管（鋼管）は、原子力発電所の耐震設計に用いられている定ピッチスパン法等によりサポートスパンを確保する。

b. 配管（ポリエチレン管）

配管（ポリエチレン管）は、可撓性を有しており地震により有意な応力は発生しない。

c. 配管（耐圧ホース）

配管（耐圧ホース）は、可撓性を有しており地震により有意な応力は発生しない。

以上

福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画

平成25年6月

東京電力株式会社

改 定 来 歴

項目 回	年 月 日	改 定 内 容	備 考
0	平成12年6月16日 (原管発官12第147号)	新規制定	
1	平成13年8月1日 (原管発官13第217号)	ICRP Pub. 60 法令化, 中央省庁再編, フィルムバッジ廃止, オフサイトセンター運営要領との整合及び表現の適正化等に伴う一部改定	
2	平成14年8月1日 (原管発官14第200号)	「防災基本計画」修正並びに「原子炉施設等の防災対策について」改訂の取り入れ, 福島県組織改編及び表現の適正化等に伴う一部改定	
3	平成15年8月1日 (原管発官15第168号)	国, 自治体及び社内組織改編, 「原子炉施設等の防災対策について」改訂, 緊急被ばく医療活動の充実強化及び表現の適正化等に伴う一部改定	
4	平成16年8月6日 (原管発官16第228号)	「原子力災害対策特別措置法施行規則」改正, 省庁, 自治体及び社内組織改編, オフサイトセンター派遣要員及び貸与資機材の福島第一, 福島第二原子力発電所間協力の実施の取り入れ等に伴う一部改定	
5	平成17年8月5日 (原管発官17第200号)	各経済産業局等の組織改編及び表現の適正化等に伴う一部改定	
6	平成18年8月8日 (原管発官18第179号)	内閣府告示による指定地方行政機関の変更及び表現の適正化等に伴う一部改定	
7	平成19年8月10日 (原管発官19第254号)	内閣府告示による指定地方行政機関の変更, 表現の適正化及び副原子力防災管理者の代行順位見直し等に伴う一部改定	
8	平成20年8月8日 (原管発官20第230号)	内閣府告示による指定地方行政機関の変更, 自治体及び社内組織改編並びに原子力災害対策特別措置法施行規則一部改正等に伴う一部改定	

項目 回	年 月 日	改 定 内 容	備 考
9	平成21年8月7日 (原管発官21第166号)	火災発生時の対応の明確化及び発電所周辺監視柵の移設による周辺監視区域の変更に伴う一部改定	
10	平成22年8月9日 (原管発官22第210号)	内閣府告示による指定行政機関の変更及びSPDS常時伝送運用等に伴う一部改定	
11	平成23年12月22日 (原管発官23第544号)	省庁組織改編に伴う名称変更及びJEA G改定に伴う通報並びに報告様式の一部改定	
12	平成25年3月12日 (原管発官24第647号) ※1 (原管発官24第648号) ※2	原子力災害対策特別措置法等の改正, 福島県地域防災計画の修正, 発電所の現状等反映に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
13	平成25年6月19日 (原管発官25第174号) ※1 (原管発官25第175号) ※2	社内組織改編, 社内防災体制の見直し, 通報先の追加に伴う一部改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	5
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	6
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	6
第2章 原子力災害予防対策の実施	7
第1節 防災体制	7
1. 緊急時態勢の区分	7
2. 原子力防災組織	7
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	8
第2節 原子力防災組織の運営	10
1. 通報連絡体制及び情報連絡体制	10
2. 緊急時態勢の発令及び解除	10
3. 権限の行使	13
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	13
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等	13
2. 原子力防災資機材の整備	14
3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備	15
4. 遠隔操作が可能な装置等の整備	15
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	15
1. オフサイトセンターに備え付ける資料	15
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	15
3. 発電所及び本店等に備え付ける資料	16
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	16
1. 緊急時対策所	16
2. 原子力事業所災害対策支援拠点	17
3. 本店非常災害対策室	17

4. 退避場所の指定及び避難集合場所	18
5. 救急医療施設	18
6. 気象観測設備	18
7. S P D S	18
8. 緊急時サイレン及び所内放送装置	18
第6節 防災教育の実施	19
第7節 訓練の実施	19
1. 社内における訓練	19
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練	20
第8節 関係機関との連携	20
1. 国との連携	20
2. 地方公共団体との連携	21
3. 地元防災関係機関等との連携	21
第9節 発電所周辺及び一般の方々を対象とした広報活動	21
第3章 緊急事態応急対策等の実施	22
第1節 通報及び連絡	22
1. 通報の実施	22
2. 緊急事態発令時の対応	23
3. 情報の収集と提供	23
4. 社外関係機関との連絡方法	24
5. 通話制限	24
第2節 応急措置の実施	24
1. 警備及び避難誘導	24
2. 放射能影響範囲の推定及び防護措置	25
3. 医療活動	25
4. 消火活動	26
5. 汚染拡大の防止	27
6. 線量評価	27
7. 広報活動	27
8. 応急復旧	28

9. 原子力災害の発生又は防止を図るための措置	28
10. 資機材の調達及び輸送	29
11. 事業所外運搬に係る事象発生における措置	29
12. 応急措置の実施報告	30
13. 原子力防災要員等の派遣等	30
第3節 緊急事態応急対策	31
1. 第2次緊急事態勢の発令	31
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告	32
3. 応急措置の継続実施	32
4. 事業所外運搬事故における対策	32
第4章 原子力災害事後対策	33
第1節 発電所の対策	33
1. 復旧対策	33
2. 被災者の相談窓口の設置	34
3. 緊急時対策要員の健康管理等	34
4. 緊急事態勢の解除	34
5. 原因究明と再発防止対策の実施	34
第2節 原子力防災要員等の派遣等	34
第5章 その他	36
第1節 他の原子力事業者への協力	36

第 1 章 総則

第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の規定並びに原子力災害対策指針に基づき、福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第 2 節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

発電所施設の保安及び維持管理等において放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所の敷地外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3. 原子力災害予防対策

緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の実施に必要となる防災体制及び資機材の整備等の対策をいう。

4. 緊急事態応急対策

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があった時から同法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

5. 原子力災害事後対策

原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

6. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可を受けた者、その他原子力災害対策特別措置法第2条第3号に規定する者をいう。

7. 原子力事業所

原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

8. 指定行政機関

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関及び同法第8条から第8条の3までに規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省）

9. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び地方防衛局）

10. 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）をいう。

1 1. 原子炉の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和37年政令第44号）第1条に基づく原子炉の運転及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随してする核燃料物質等の運搬又は貯蔵をいう。

1 2. 緊急時態勢

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合であって、発電所の平常組織をもってしては、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対処するための態勢をいう。

1 3. 原子力災害対策活動

緊急時態勢発令時に原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

1 4. 原子力防災組織

原子力災害対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

1 5. 本店原子力防災組織

本店に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

1 6. 原子力防災要員

原子力災害対策特別措置法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員（ただし、同法第8条第4項の規定に基づき原子力規制委員会等に届け出ている要員に限る。）をいう。

1 7. 緊急時対策要員

原子力防災要員、原子力防災要員の補佐・交替を行う要員及び原子力防災組織を統括管理する要員をいう。

1 8. 本店緊急時対策要員

本店原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

1 9. 原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第1項の規定に基づき選任され、発電所においてその事業の実施を統括管理する者をいう。なお、緊急時態勢発令中は、発電所対策本部長という。

20. 副原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する者をいう。

21. 緊急時対策所

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第二条第二項第一号に規定する、原子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するための施設をいう。

22. 本店非常災害対策室

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第二条第二項第三号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意志決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設をいう。

23. 緊急時対応情報表示システム（以下「SPDS」という。）

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第二条第二項第四号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する福島第一原子力発電所5、6号機の原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

24. 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）及び独立行政法人原子力安全基盤機構とを接続する情報通信ネットワーク（地上系及び衛星系ネットワーク）をいう。

25. 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第二条第二項第二号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

26. 特定原子力施設

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第64条の2第1項の規定に基づき指定する施設。福島第一原子力発電所は平成24年11月7日、特定原子力施設の指定を受けている。

27. 福島第一安定化センター

発電所におけるプラントの安定状態維持，廃止措置に向けた諸対策，緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を支援する組織。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

発電所施設に関する保安及び維持管理等に関する事項については，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保安規定に基づき，活動を行う。

従って，この計画では，原子力災害対策の遂行に資するため，次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

1. 原子力災害予防対策の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うための，緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の実施に必要な防災体制の整備及び防災資機材の整備，防災教育並びに防災訓練の実施等。

2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うための，特定の事象発生時の通報，緊急時態勢の確立，情報の収集と伝達，応急措置の実施，緊急事態応急対策の実施及び関係機関への原子力防災要員等の派遣等。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための，原子力災害事後対策の実施及び関係機関への原子力防災要員等の派遣による原子力災害地域復旧等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者並びに発電所及び本店の緊急時対策要員は、平素から、原子力災害対策活動等について理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、福島県知事、大熊町長、双葉町長に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、福島県地域防災計画、大熊町地域防災計画及び双葉町地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ福島県知事、大熊町長及び双葉町長に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、社長より福島県知事、大熊町長及び双葉町長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。
3. この計画を修正した場合、社長より内閣総理大臣及び原子力規制委員会に速やかに様式1に定める届出書により届け出るとともに、その要旨を公表する。
4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急時態勢の区分

別表2－1及び別表2－2の事象が発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて緊急時態勢を区分する。

表 緊急時態勢の区分

原子力災害の情勢	緊急時態勢の区分
別表2－1の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行ったときから、第2次緊急時態勢を発令するまでの間、又は別表2－1の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要が無くなったときまでの間	第1次緊急時態勢
別表2－2の事象が発生し、その旨を関係箇所に報告したとき、又は内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が行われたときから、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、かつ別表2－1及び別表2－2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったときまでの間	第2次緊急時態勢

注) 原子力災害対策特別措置法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、発電所対策本部長の判断により緊急時態勢を継続することができる。

なお、平成23年3月11日、発電所において別表2－2の事象が発生したことから第2次緊急時態勢の発令を行い、現在、原子力災害対策活動を実施している。

2. 原子力防災組織

社長は、発電所に原子力防災組織を、本店に本店原子力防災組織を設置する。

(1) 発電所

- ① 原子力防災組織は、別図2－1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。

- ② 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力災害が発生した場合に別表 2－3 に定める業務を直ちに行える原子力防災要員を置く。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、社長より原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に様式 2 の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から 7 日以内に届け出る。
- ④ 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、発電所からの派遣要員をあらかじめ定めておく。
派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力
 - b. 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力
- ⑤ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- ⑥ 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐・交替要員を置く。

(2) 本店

- ① 本店原子力防災組織は、別図 2－2 に定める業務分掌に基づき、本店における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。
- ② 本店原子力防災組織は本店緊急時対策要員で構成する。
- ③ 第 2 次緊急事態が発令された場合には、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）等の関係機関と連携し、全社的に緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に取り組むものとする。
- ④ 社長は、本店からの派遣要員をあらかじめ定めておく。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

- ① 別表 2－1 又は別表 2－2 の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図 2－3 に示す箇所へ通報し、緊急時態勢を発令する。
- ② 緊急時態勢を発令した場合、直ちに緊急時対策要員を召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図 2－4 に示す箇所へ報告する。
- ③ 原子力災害対策特別措置法第 11 条第 1 項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第 2 項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。
- ④ 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- ⑤ 緊急時対策要員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。
- ⑥ 旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者であるユニット所長（5・6 号）、副所長（技術系）、ユニット所長（廃炉技術統括）、防災安全部長、技術・品質安全部長、1～4 号設備運転管理部長、5・6 号運転管理部長、原子力防災担当、5・6 号保全部長及び原子力防災グループマネージャーの中から、この順位により代行者を指定する。

（2）副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- ① 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- ② 原子力防災管理者が不在の時には、その職務を代行する。

（3）原子力防災管理者・副原子力防災管理者の選任及び解任

原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、社長より原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に 7 日以内に様式 3 の届出書により届け出る。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制及び情報連絡体制

(1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表2-1又は別表2-2に該当する事象の発生について通報を受けたとき、又は自ら発見したときに際し、別図2-3に定める通報連絡体制を連絡責任者、通信手段等を含めて整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、福島県知事、大熊町及び双葉町長から、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

(2) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の情報連絡体制

① 発電所対策本部と社外関係機関との連絡体制

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡について別図2-4に定める連絡体制を整備しておくものとする。

② 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は、別図2-5に定めるとおりとする。

2. 緊急時態勢の発令及び解除

(1) 緊急時態勢の発令

① 発電所

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、別図2-6に定める連絡経路により緊急時態勢を発令する。

原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本店原子力運営管理部長及び福島第一安定化センター所長に報告する。

② 本店

本店原子力運営管理部長は、原子力防災管理者から発電所における緊急時態勢発令の報告を受けた場合、別図2-7に定める連絡経路により、社長及び原子力・立地本

部長に報告し、社長は、本店における緊急時態勢を発令する。この際、発電所において発令した緊急時態勢の区分を本店においても適用することとする。

(2) 緊急時対策本部の設置

① 発電所

- a. 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、速やかに発電所の緊急時対策室に緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置する。
- b. 発電所対策本部は、別図 2－1 に示す組織で構成する。
- c. 原子力防災管理者は、発電所対策本部長としてその職務を遂行する。

② 本店

- a. 社長は、本店に緊急時態勢を発令した場合、速やかに本店の非常災害対策室に緊急時対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置する。
- b. 本店対策本部は、別図 2－2 に示す組織で構成する。
- c. 本店対策本部長は、社長とする。また、社長が不在の場合には副社長又は常務執行役の中から選任する。
- d. 本店対策本部長は、原子力規制庁より原子力規制委員又は緊急事態対策監が派遣された以降は、原子力規制委員又は緊急事態対策監と綿密に連絡を取り、発電所関連情報を共有するとともに、総理大臣官邸及び原子力規制庁等の関係機関からの指示受領は原子力規制委員又は緊急事態対策監を通じて行う。

(3) 緊急時対策要員の非常召集

① 発電所

原子力防災管理者は、発電所における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む。）に所内放送、緊急時サイレン又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図 2－6 に定める連絡経路により、緊急時対策要員を発電所の緊急時対策室に非常召集する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ緊急時対策要員を非常召集するための連絡手段を整備しておく。

② 本店

本店総務部長は、本店における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む）に社内放送又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図 2－7 に定める連絡経路により、本店の緊急時対策要員を非常災害対策室に非常召集する。なお、

本店原子力運営管理部長は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

(4) 緊急時態勢の区分の変更

① 発電所

発電所対策本部長は、緊急時態勢の区分を変更したときは、本店対策本部長にその旨を報告する。

② 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から緊急時態勢の区分の変更の報告を受けたときは、本店の緊急時態勢の区分も変更する。

(5) 緊急時態勢の解除

① 発電所

発電所対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し緊急時態勢を解除する。

- a. 第1次緊急時態勢発令後、別表2-1の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要が無くなったとき。
- b. 第2次緊急時態勢発令後、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、かつ別表2-1及び別表2-2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったとき。ただし、発電所対策本部長の判断により緊急時態勢を継続することができる。

発電所対策本部長は、発電所の緊急時態勢を解除した場合、本店対策本部長に報告する。

② 本店

本店対策本部長は、発電所の緊急時態勢が解除された場合、本店における緊急時態勢を解除する。ただし、本店対策本部長は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合、本店における緊急時態勢を解除することができる。この場合、本店対策本部長は発電所対策本部長にその旨を報告する。

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、緊急時態勢を解除したときは、緊急時対策

本部を廃止し、緊急時対策要員を解散する。

(6) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

- a. 本店対策本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、事故復旧作業の支援を行う。
- b. 本店対策本部長は、緊急時態勢を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

3. 権限の行使

- (1) 発電所及び本店の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、それぞれの対策本部のもとで互いに綿密な連絡をとり行う。また、本店対策本部は発電所対策本部に対し、最優先で支援を行う。
- (2) 発電所対策本部長は、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることとする。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別図2-8に定めるとおり整備し、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。
- (4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに他のモニタリングポストを監視する等の代替手段を講ずる。

- (5) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に 7 日以内に様式 4 に定める届出書により届け出る。
- (6) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 5 項の検査を受けるため、(5) の現況届と併せて、次に掲げる事項を記載した様式 5 に定める申請書を社長より原子力規制委員会に提出する。
- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - ③ 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1 年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量をインターネット又はその他の手段により公表する。
- (8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 2 項に規定される原子力防災資機材に関して次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 別表 2-4-1 に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、平素から使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するか、代替品を補充あるいは代替手段により必要数量又は必要な機能を確保する。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に 7 日以内に様式 6 に定める届出書により届け出る。また、毎年 9 月 30 日現在における備え付けの現況を翌月 7 日までに同様式の届出書により届け出る。
- (4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、福島県知事、大熊町長及び双葉

町長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備

(1) 原子力防災管理者及び本店原子力運営管理部防災安全グループマネージャーは、別表2-4-2に定める原子力防災資機材以外の資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、平素から使用可能な状態に整備する。

(2) 原子力防災資機材以外の資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するか、代替品を補充あるいは代替手段により必要数量又は必要な機能を確保する。

4. 遠隔操作が可能な装置等の整備

原子力防災管理者は、別表2-4-3に定める遠隔操作が可能な装置等及び操作要員を確保し、平素から使用可能な状態に整備する。

遠隔操作が可能な装置等の不具合が長期に及ぶ場合は、代替品を補充する等必要な措置を講じる。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を講ずるに際して必要となる資料として、次に掲げる資料をオフサイトセンターに備え付けるため、資料を作成したとき又は変更したときに、社長より内閣総理大臣に提出する。

- (1) 原子力事業者防災業務計画
- (2) 原子炉設置（変更）許可申請書
- (3) 原子炉施設保安規定
- (4) プラント配置図

2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

本店原子力運営管理部長は、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所へ

配置する。

3. 発電所及び本店等に備え付ける資料

(1) 発電所

原子力防災管理者は、別表 2－5 に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

(2) 本店

原子力防災管理者は、本店原子力運営管理部長に別表 2－5 に定める資料を送付し、本店原子力運営管理部長は、本店に備え付ける。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所において使用する、別表 2－5 に定める資料を支援拠点及び本店に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第 5 節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 緊急時対策所

- (1) 原子力防災管理者は、別図 2－9 及び別表 2－6 に示す緊急時対策所を平素から使用可能な状態に整備するとともに、換気浄化設備を定期的に点検する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所及び S P D S を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備とする。
- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所及び S P D S に供給できるように整備・点検する。
- (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。

- a. 非常用通信機器
- b. TV会議システム
- c. SPDS

2. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 社長は、別図2-11及び別表2-6に示す原子力事業所災害対策支援拠点を、あらかじめ選定しておく。
- (2) 社長は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。
- (3) 原子力運営管理部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。

3. 本店非常災害対策室

- (1) 社長は、別表2-6に示す本店の非常災害対策室を平素から使用可能な状態に整備する。
- (2) 社長は、本店の非常災害対策室及びSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設及び設備とする。
- (3) 本店総務部長は、非常用電源を本店の非常災害対策室及びSPDSに供給できるように整備・点検する。
- (4) 本店原子力運営管理部長は、本店の非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

なお、本店原子力運営管理部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。

- a. 非常用通信機器
- b. TV会議システム
- c. SPDS

4. 退避場所の指定及び避難集合場所

原子力防災管理者は、別図 2－10 に定める場所が退避場所又は避難集合場所であることを関係者に周知する。また、原子力防災管理者は、これらの場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。

5. 救急医療施設

原子力防災管理者は、別図 2－9 に示す救急医療施設を平素から使用可能な状態に整備する。

6. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図 2－8 に示す気象観測設備を平素から使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

修理できない場合は代替手段によりデータ採取を行う。

7. SPDS

(1) 発電所

原子力防災管理者は、発電所における SPDS を平素から使用可能な状態であることを確認する。また、原子力防災管理者は、発電所の SPDS データ伝送に不具合が認められた場合、速やかに必要な措置を講じる

(2) 本店

本店原子力運営管理部長は、本店における SPDS を平素から使用可能な状態に整備する。また、本店原子力運営管理部長は、本店の SPDS に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

8. 緊急時サイレン及び所内放送装置

原子力防災管理者は、発電所における緊急時サイレン及び所内放送装置を平素から使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、緊急時サイレン又は所内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者及び本店原子力運営管理部長は、緊急時対策要員及び本店緊急時対策要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得させ、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について定期的に実施する。

- (1) 原子力防災組織及び活動に関する知識
- (2) 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (5) シビアアクシデントに関する知識

また、緊急時対策要員を除く発電所員等に対し、原子力災害に関する正しい知識の普及・啓発に努めるものとする。

第7節 訓練の実施

1. 社内における訓練

- (1) 原子力防災管理者及び本店原子力運営管理部長は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、次に掲げる項目について訓練を実施する。なお、訓練は毎年実施するとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ改善を図る。

- a. 防災訓練（緊急時演習）※ b～g の訓練項目を複数組み合わせたもの
- b. 通報訓練
- c. 緊急被ばく医療訓練
- d. モニタリング訓練
- e. 避難誘導訓練
- f. アクシデントマネジメント訓練
- g. 電源機能等喪失時訓練

- (2) 原子力防災管理者は、(1)に係る訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

なお、訓練実施計画には、原子力規制委員会に実施結果を報告する訓練を定めておく。

(3) 社長は、(2) で定めた訓練について、その実施結果を様式 10 に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

(4) 原子力防災管理者は、(2) で定めた訓練について、その実施結果を福島県、大熊町、双葉町及び関係周辺市町村に情報提供を行う。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

発電所及び本店の緊急時対策要員は、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。なお、訓練参加後には評価を行い、必要に応じ改善を図る。

第 8 節 関係機関との連携

原子力防災管理者又は社長は、原子力災害発生時に、円滑に緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるために、平素から次に掲げる機関と相互に連携を図るものとする。

1. 国との連携

(1) 国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）と平素から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

(2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第 31 条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。

(3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。

(4) 原子力防災専門官からこの計画の修正又は原子力防災組織の設置、防災訓練に係る計画書及び実施要領その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。

また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体（福島県、大熊町、双葉町及び関係周辺市町村）と平素から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 福島県知事、大熊町長及び双葉町長から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。
- (4) 福島県知事、大熊町長及び双葉町長から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（双葉地方広域市町村圏組合消防本部、富岡消防署、浪江消防署、双葉警察署、福島海上保安部及びその他関係機関）と平素から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

第9節 発電所周辺及び一般の方々を対象とした広報活動

原子力防災管理者及び本店広報部長（緊急時態勢発令中は、発電所対策本部長及び本店対策本部広報班長）は、発電所周辺及び一般の方々を対象に国、地方公共団体と協調して次に掲げる事項について広報・情報公開を行い、理解促進に努めるものとする。

- 1. 放射性物質及び放射線の特性
- 2. 原子力災害とその特殊性
- 3. 発電所の現況及び復旧対策の実施状況
- 4. 発電所における防災対策の内容

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報及び連絡

1. 通報の実施

- (1) 原子力防災管理者は、発電所における別表2-1の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式7-1に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長その他の別図2-3に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて、直ちに一斉に送信する。別表2-1に定める事象を経ずに別表2-2に定める事象が発生した場合も同様に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

なお、原子力防災管理者は、発電所外（発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、輸入新燃料等）に限る。）における別表2-1又は別表2-2に定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式7-2に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長その他の別図2-3に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて、直ちに一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

送信した通報用紙については、記録として保存する。

- (2) 原子力防災管理者は、発電所内の事象発生における原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

なお、原子力防災管理者は、事業所外運搬に係る事象発生における原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び

市町村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

2. 緊急時態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の通報を行った場合、この計画第2章第1節1.「緊急時態勢の区分」に基づき、緊急時態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本店原子力運営管理部長及び福島第一安定化センター所長に報告する。また、発電所内の事象発生の場合、本店原子力運営管理部長は、SPDSのデータが国に伝送されていることを確認する。なお、伝送されていない場合は、必要な項目について代替手段によりデータを送付する。
- (3) 本店原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における緊急時態勢の発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに、本店総務部長に本店緊急時対策要員の非常召集を指示する。
- (4) 社長は、本店原子力運営管理部長から発電所緊急時態勢の発令の報告を受けたときは、本店に緊急時態勢を発令する。
- (5) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本店に対策本部を設置し、それぞれの対策本部長となり原子力災害対策活動を開始する。
- (6) 発電所対策本部長及び本店対策本部総務班長は、緊急時対策要員及び本店の緊急時対策要員を非常召集する。
- (7) 発電所対策本部長及び本店対策本部長は、緊急時態勢を発令した場合、緊急時対策所、本店非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターと独立行政法人原子力安全基盤機構を接続する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所対策本部長に報告する。
 - ① 事故の発生時刻及び場所
 - ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
 - ④ 発電所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果

⑤ 放出放射性物質の量，種類，放出場所及び放出状況の推移等の状況

⑥ 気象状況

⑦ 収束の見通し

⑧ その他必要と認める事項

(2) 発電所対策本部情報班長は，上記の情報を定期的に収集し，その内容を様式 8－1 又は様式 8－2 に記載し，発電所対策本部通報班長は，それを別図 2－4 に定める連絡箇所にファクシミリにて送信する。

送信した通報用紙については，記録として保存する。

4. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者（発電所対策本部が設置されている場合は発電所対策本部長）は，社外関係機関に連絡を行う場合，別図 2－3 及び別図 2－4 の連絡経路により行う。

5. 通話制限

発電所対策本部総務班長及び本店対策本部総務班長は，緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため，必要と認めたときは，通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

第 2 節 応急措置の実施

1. 警備及び避難誘導

発電所対策本部長は，発電所内の事象発生における緊急事態勢を発令した場合，次に掲げる措置を講じる。

(1) 退避場所等の指定

発電所敷地内の入構者に対する退避場所等の必要な事項を指定する。

(2) 退避の周知

発電所敷地内の入構者を所内放送及びページング等により指定する退避場所への移動及びその際の防護措置を周知させる。

(3) 発電所敷地外への避難

発電所敷地内の入構者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、所内放送及びページング等により発電所敷地外への避難及びその際の防護措置を周知し、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）の有無を把握し、発電所敷地外へ避難させる。なお、この際に発電所対策本部通報班長は、その旨を直ちに福島県知事、大熊町長、双葉町長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

（４）発電所への入域制限等

発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止させる。

２．放射能影響範囲の推定及び防護措置

発電所対策本部保安班長は、発電所敷地内及び発電所周辺の放射線並びに放射能の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

また、発電所対策本部保安班長は必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を定め指示するものとする。

なお、発電所対策本部医療班長は、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表３－１に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

３．医療活動

発電所対策本部医療班長は、負傷者等が発生した場合、第１発見者等の関係者と協力して次に掲げる措置を講じる。

また、発電所対策本部長は、緊急時対策要員に対し、心身の健康管理に係わる適切な措置を講じる。

（１）救助活動

負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

（２）応急処置

負傷者等を別図２－９に定める発電所内の救急医療施設（自然災害等の発生により救急医療施設が使用できない場合は免震重要棟医務室）に搬送し、応急処置並びに汚染検査、除染及び汚染拡大防止措置を講じた後、初期被ばく医療機関等へ搬送する。

ただし、個別の具体的な線量評価、臨床所見及び検査結果等により、専門的な医療が

必要であると判断した場合は、二次被ばく医療機関又は三次被ばく医療機関に搬送する。

(3) 福島県への連絡等

負傷者等を初期被ばく医療機関等に搬送する場合には、福島県に状況を連絡する。
また、二次被ばく医療機関又は三次被ばく医療機関に搬送する場合には、福島県に事前に事故及び被ばくの状況とその症状等について連絡し、受け入れる医療機関等について指示を受ける。

(4) 二次災害防止に関する措置

救急・救助隊員及び医療関係者の被ばく防止のため、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の情報について救出・移送及び治療の依頼を行う時並びに依頼後の情報について順次、消防機関及び医療機関等に連絡する。また、救急・救助隊員到着時に必要な情報を伝達する。

(5) 医療機関等への搬送に関する措置

負傷者等を医療機関等へ搬送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるとともに、医療機関等へ到着時に必要な情報を伝達する。

また、負傷者等の搬送を行った救急車や処置を行った医療機関等の処置室等の汚染検査に協力し、その結果を福島県に報告する。

(6) 緊急時対策要員の健康管理等

発電所対策本部長は、緊急時対策要員の疲弊を防止し、原子力災害対策活動を円滑に行うため、できる限り早期に、活動期間及び交替時期を明確にする。

また、発電所対策本部医療班長は、緊急時対策要員への健康診断及び健康相談による健康不安に対する対策等を適切に実施する。

4. 消火活動

第1発見者等は、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報する。

発電所対策本部復旧班長は、火災が発生した場合、第1発見者等の関係者と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 初期消火

速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、初期消火を行う。

(2) 二次災害防止に関する措置

消防隊員の被ばく防止のため、事故の概要及び放射性物質の漏えいの有無等の情報について消火の依頼を行う時並びに依頼後の情報について順次、消防機関に連絡する。

(3) 消火活動

消防隊員到着後、消防隊員の安全確保及び消火活動方法の決定に必要な情報を提供し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

発電所対策本部保安班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識等により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により発電所構内にいる者に周知する。また、発電所対策本部保安班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6. 線量評価

発電所対策本部保安班長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事している者の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

なお、本店対策本部保安班長は、原子力災害対策活動に従事している者の被ばく線量が、線量限度を超える又は超えるおそれがある場合には、各関係機関に線量限度の取り扱いを確認する。

また、本店対策本部保安班長は、放射線量が上昇し避難者及び原子力災害対策活動に従事している者の汚染検査においてスクリーニングレベルが確認できない又はできなくなるおそれがある場合には、各関係機関にスクリーニングレベルの取り扱いを確認する。

7. 広報活動

(1) 本店対策本部広報班長は、プレス発表を実施するため本店に事業者プレスセンターを開設する。また、本店対策本部広報班長及び発電所対策本部広報班長は、発電所の

事業者プレスセンターとして、社内関係部署の協力を受けてプレス発表が実施可能な施設にプレスセンターを開設する。

(2) オフサイトセンターの運営が開始された場合、プレス発表は原則としてオフサイトセンターのプレスルームで行う。

(3) 発電所対策本部広報班長及び本店対策本部広報班長は、プラントの状況、応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ、別図3-1に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。

8. 応急復旧

(1) 施設及び設備の整備並びに点検

発電所対策本部発電班長は、免震重要棟集中監視室又は中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況及び機器の動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、応急復旧計画を策定し、発電所対策本部復旧班長は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

9. 原子力災害の発生又は防止を図るための措置

発電所対策本部の関係する各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生防止又は事故原因の除去及び拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

(1) 発電所対策本部発電班長及び技術班長は、主要運転データにより原子炉系の状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。

(2) 発電所対策本部技術班長は、1～4号機については発生事象に対する原子炉压力容器内、原子炉格納容器内、使用済燃料貯蔵設備内の燃料等を冷却する設備及び未臨界の状態に保つための設備等、5、6号機については工学的安全施設等の健全性並びに運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。

- (3) 発電所対策本部技術班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を行う。
- (4) 発電所対策本部発電班長は、事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討し、措置を講ずる。
- (5) 発電所対策本部保安班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。
- (6) 発電所対策本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく原子力規制庁からの危険時の措置の命令があった場合は、その指示に従う。

10. 資機材の調達及び輸送

発電所対策本部資材班長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。資機材の輸送は、陸路等により状況に応じた最適なルートにて行う。また、発電所対策本部資材班長は、発電所において十分に調達できない場合、本店対策本部資材班長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

11. 事業所外運搬に係る事象発生における措置

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者等とともに、携行した防災資機材等を用いて次に掲げる措置を実施する。また、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署の協力を得て、事象の状況を踏まえ必要な措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去

(8) 遮へい対策の実施

(9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

1 2. 応急措置の実施報告

発電所対策本部情報班長は、本節の各項に掲げる発電所における応急措置を実施した場合、様式 8-1 に定める報告様式にその概要を記入し、発電所対策本部通報班長は、それを別図 2-4 に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。

なお、発電所対策本部情報班長は、事業所外運搬に係る事象発生における応急措置を実施した場合、様式 8-2 に定める報告様式にその概要を記入し、発電所対策本部通報班長は、それを別図 2-4 に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長並びに原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。

送信した通報用紙については、記録として保存する。

1 3. 原子力防災要員等の派遣等

(1) 本店対策本部長及び発電所対策本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに福島県知事、大熊町長、双葉町長その他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表 3-2 に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他の必要な措置を講じる。

a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- ① オフサイトセンターの設営準備助勢
- ② 発電所とオフサイトセンターの情報交換
- ③ 報道機関への情報提供
- ④ 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- ⑤ 原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）への参加 等

b. 環境放射線モニタリング，汚染検査及び汚染除去に関する事項

①環境放射線モニタリング

②身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定

③住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定

④放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員等は，原子力災害合同対策協議会の指示に基づき，必要な業務を行う。

(2) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

本店対策本部長は，発電所における原子力事業所災害対策の実施を支援するために原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合，あらかじめ選定した原子力事業所災害対策支援拠点への緊急時対策要員の派遣その他必要な措置を講じる。

なお，現在，J ヴィレッジ及びその周辺施設を原子力事業所災害対策支援拠点として定め，活動を実施している。

a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

①身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定

②車両及び重機等の放射性物質による汚染の測定

③放射性物質による汚染が確認されたものの除染

④資機材等の保管，輸送管理

(3) 他の原子力事業者の協力の要請

発電所対策本部長は，他の原子力事業所に応援を必要とするときは，本店対策本部長に要請する。必要と認められるときは，本店対策本部長は，当社の他原子力発電所に応援を指示し，それでもなお不足する場合，他の原子力事業者に協力を要請する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 第2次緊急時態勢の発令

(1) 発電所対策本部長は，別表2－2に定められた事象に至った場合，発電所対策本部通報班長を経由して，様式9－1又は様式9－2に所定の事項を記入して，直ちに別図2－4に定められた箇所に報告する。

送信した通報用紙については、記録として保存する。

- (2) 発電所対策本部長は、この報告を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2次緊急時態勢を発令する。
- (3) 発電所対策本部長は、別図2-5及び別図2-4に定める連絡経路に基づき、本店対策本部長その他必要な箇所に第2次緊急時態勢を発令した旨を連絡する。
- (4) 本店対策本部長は、発電所対策本部長より第2次緊急時態勢発令の報告を受けた場合、本店における第2次緊急時態勢を発令する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 発電所対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員等と連絡を密に取る。原子力災害合同対策協議会において共有された情報については、発電所災害対策本部及び本店災害対策本部、原子力事業所災害対策支援拠点にて情報共有を図る。発電所対策本部長は、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して要請された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。
- (2) 発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

なお、発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、この計画第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時態勢が解除されるまでの間、継続して実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

第4章 原子力災害事後対策

発電所対策本部長（発電所対策本部が廃止されているときは、「原子力防災管理者」に読み替える。以下、この章において同じ。）は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 発電所の対策

1. 復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- （1）原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- （2）原子炉施設の除染の実施
- （3）原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- （4）放射性物質の追加放出の防止等

発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

なお、発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- （1）事象発生輸送物の損傷状況及び汚染状況の把握
- （2）事象発生輸送物の除染の実施
- （3）事象発生輸送物損傷部の修理及び改造の実施
- （4）放射性物質の追加放出の防止等

発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 被災者の相談窓口の設置

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等のため、国、県、自治体と連携し、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 緊急時対策要員の健康管理等

発電所対策本部医療班長は、第3章第2節3.「医療活動」に示す健康診断及び健康相談について、継続して実施する。

4. 緊急時態勢の解除

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、緊急時態勢を解除した場合、その旨を別図2-4に定める連絡経路により報告する。

5. 原因究明と再発防止対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 原子力防災要員等の派遣等

1. 本店対策本部長及び発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに福島県知事、大熊町長、双葉町長、関係周辺市町村長その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表4-1に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

(1) オフサイトセンターにおける業務に関する事項

a. 発電所とオフサイトセンターとの情報交換

b. 報道機関への情報提供

(2) 環境放射線モニタリング, 汚染検査及び汚染除去に関する事項

a. 環境放射線モニタリング

b. 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定

c. 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定

d. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員等は, オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会(原子力災害合同対策協議会が解散している場合は派遣先)の指示に基づき, 必要な業務を行う。

2. 発電所対策本部長は, 他の原子力事業所に応援を必要とするときは, 本店対策本部長に要請する。必要と認められるときは, 本店対策本部長は, 当社の他原子力発電所に応援を指示し, それでもなお不足する場合, 他の原子力事業者に協力を要請する。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、又は他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送中に原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、本店原子力運営管理部長からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について別表5－1に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておくものとする。

福島第一原子力発電所
原子力事業者防災業務計画別冊

平成25年6月

東京電力株式会社

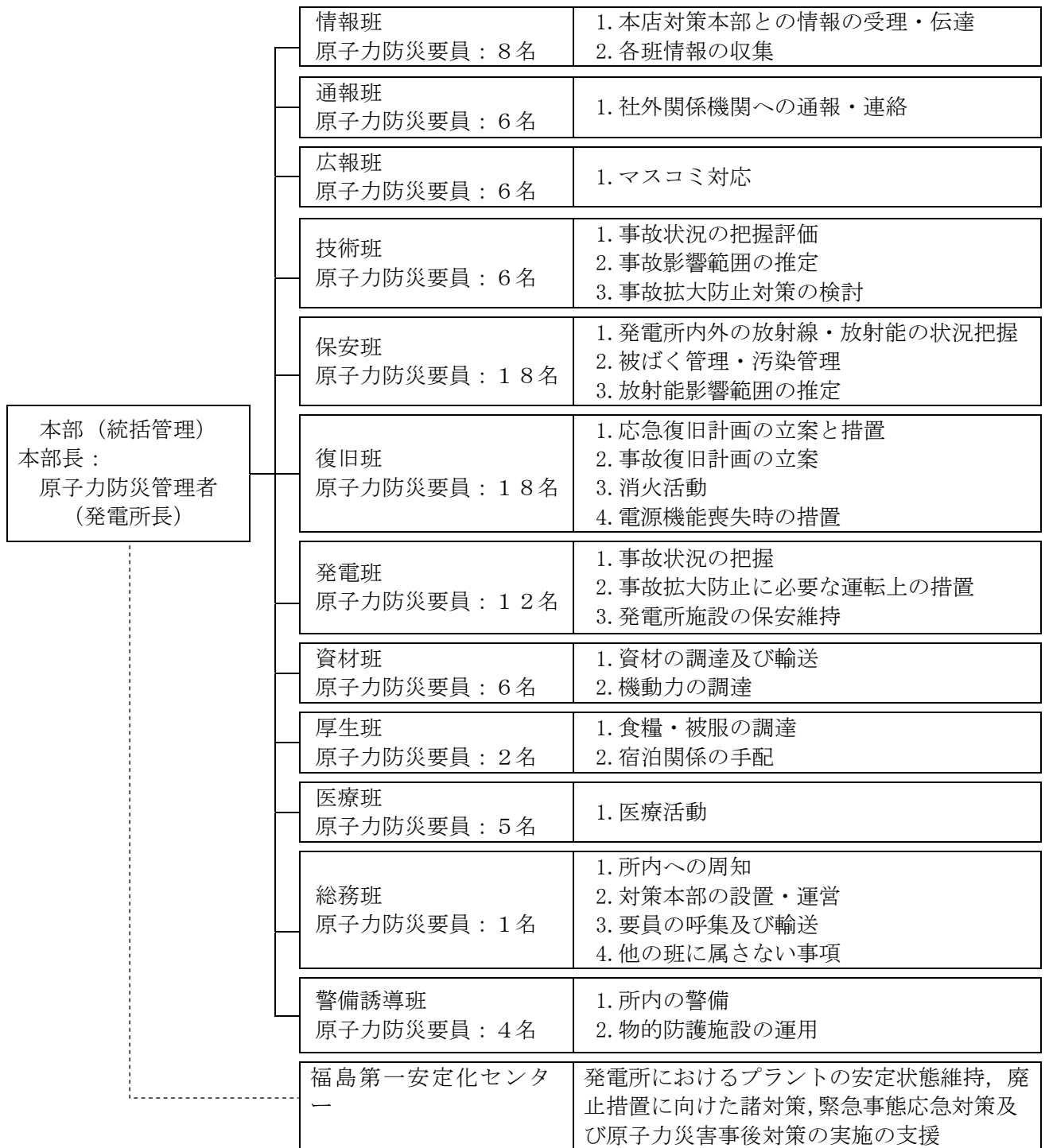
図 表 集

Ⅱ 図表集

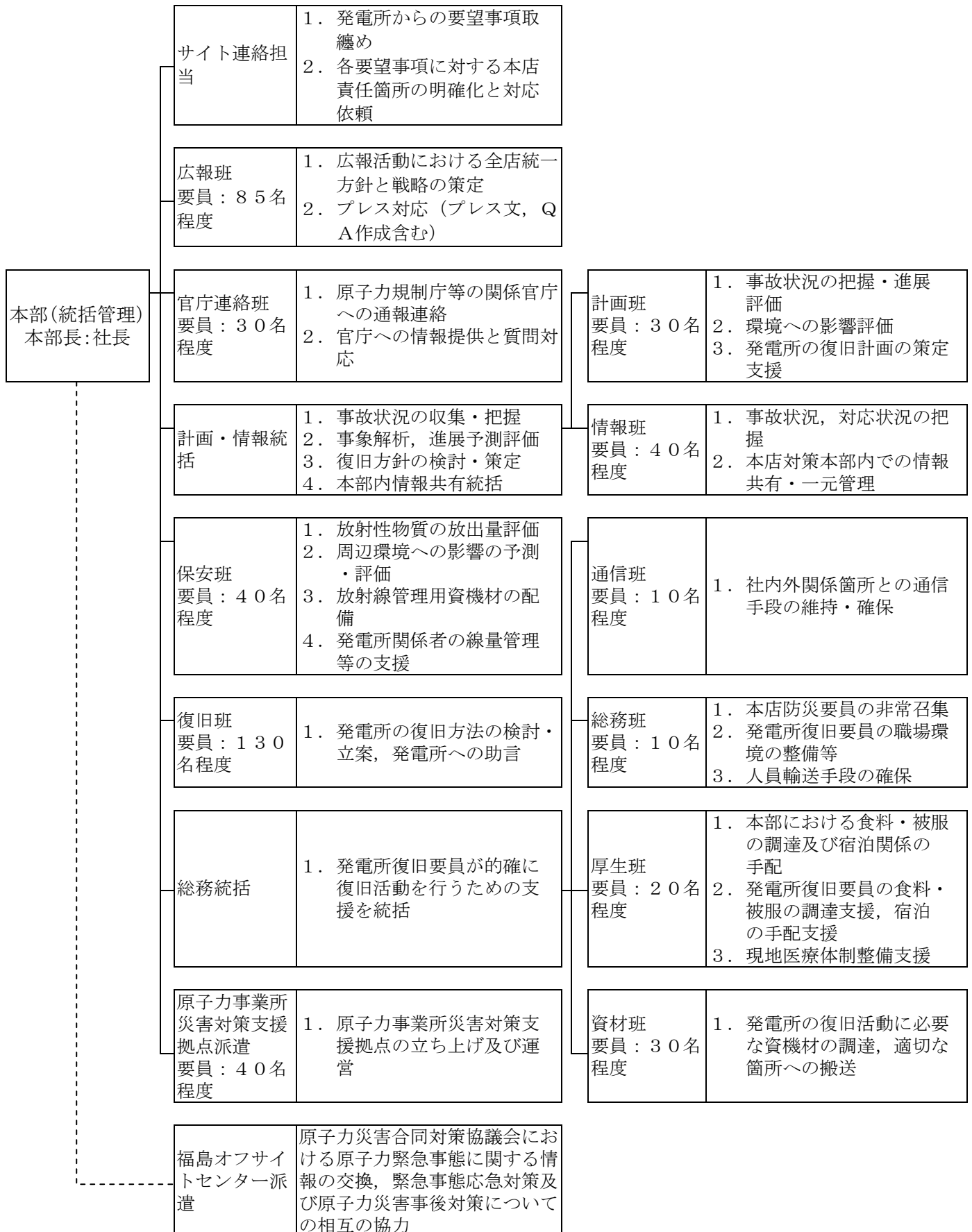
- 別図 2－1 発電所原子力防災組織の業務分掌
- 別図 2－2 本店原子力防災組織の業務分掌
- 別図 2－3 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路
- 別図 2－4 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路
- 別図 2－5 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路
- 別図 2－6 発電所における緊急時態勢発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路
- 別図 2－7 本店における緊急時態勢発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路
- 別図 2－8 発電所敷地周辺の放射線測定設備等
- 別図 2－9 発電所敷地内の緊急時対策所及び救急医療施設
- 別図 2－10 発電所敷地内の退避場所及び避難集合場所
- 別図 2－11 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置
- 別図 3－1 公表内容の伝達経路

- 別表 2－1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準
- 別表 2－2 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準
- 別表 2－3 原子力防災要員の職務と配置
- 別表 2－4－1 原子力防災資機材
- 別表 2－4－2 原子力防災資機材以外の資機材
- 別表 2－4－3 遠隔操作が可能な装置等
- 別表 2－5 原子力災害対策活動で使用する資料
- 別表 2－6 原子力災害対策活動で使用する施設
- 別表 2－7 SPDS データ伝送項目
- 別表 3－1 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準
- 別表 3－2 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与
- 別表 4－1 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与
- 別表 5－1 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材の貸与

別図 2－1 発電所原子力防災組織の業務分掌

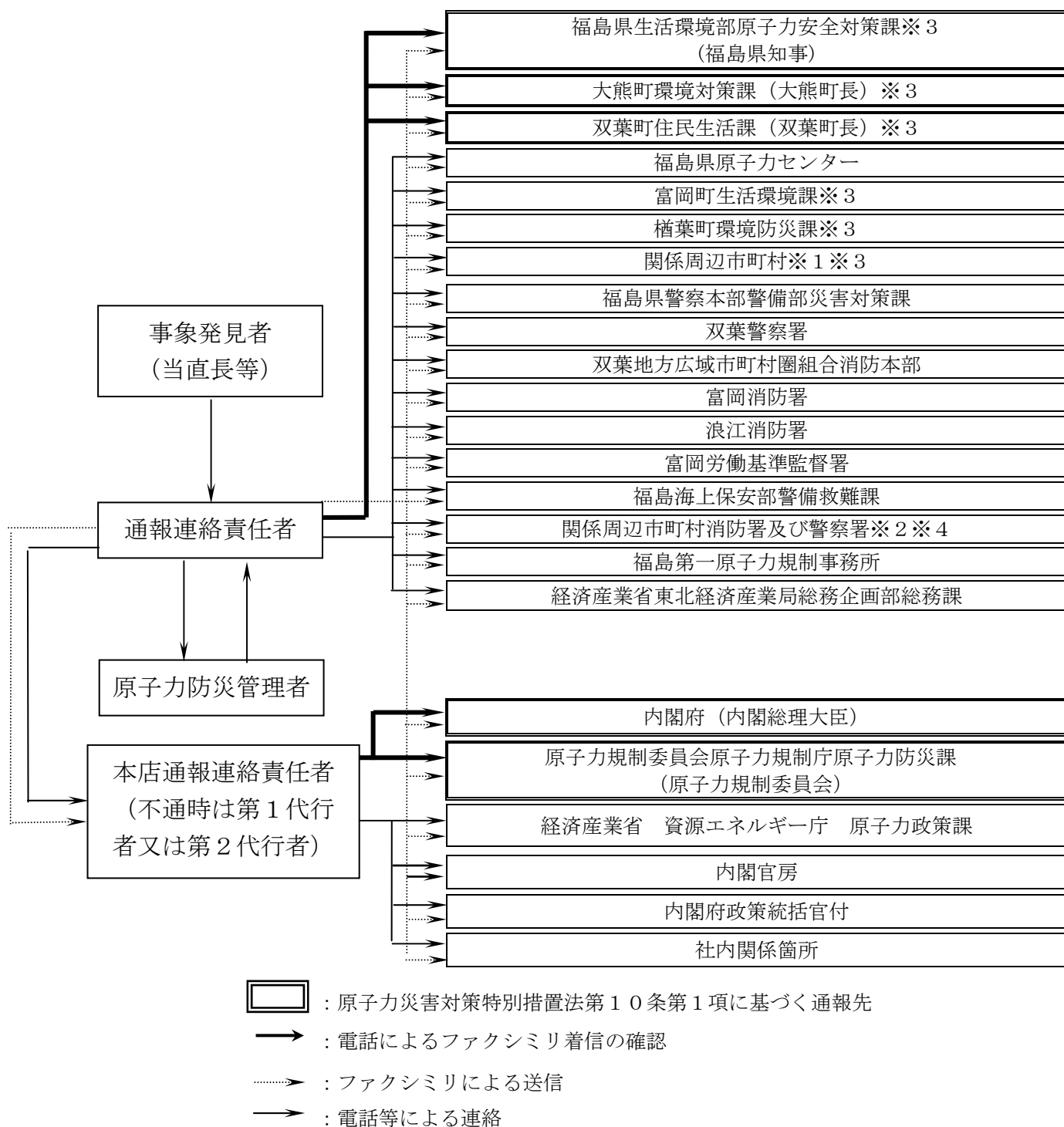


別図 2 - 2 本店原子力防災組織の業務分掌



別図 2 - 3 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 (1 / 2)

(1) 発電所内での事象発生時の通報経路



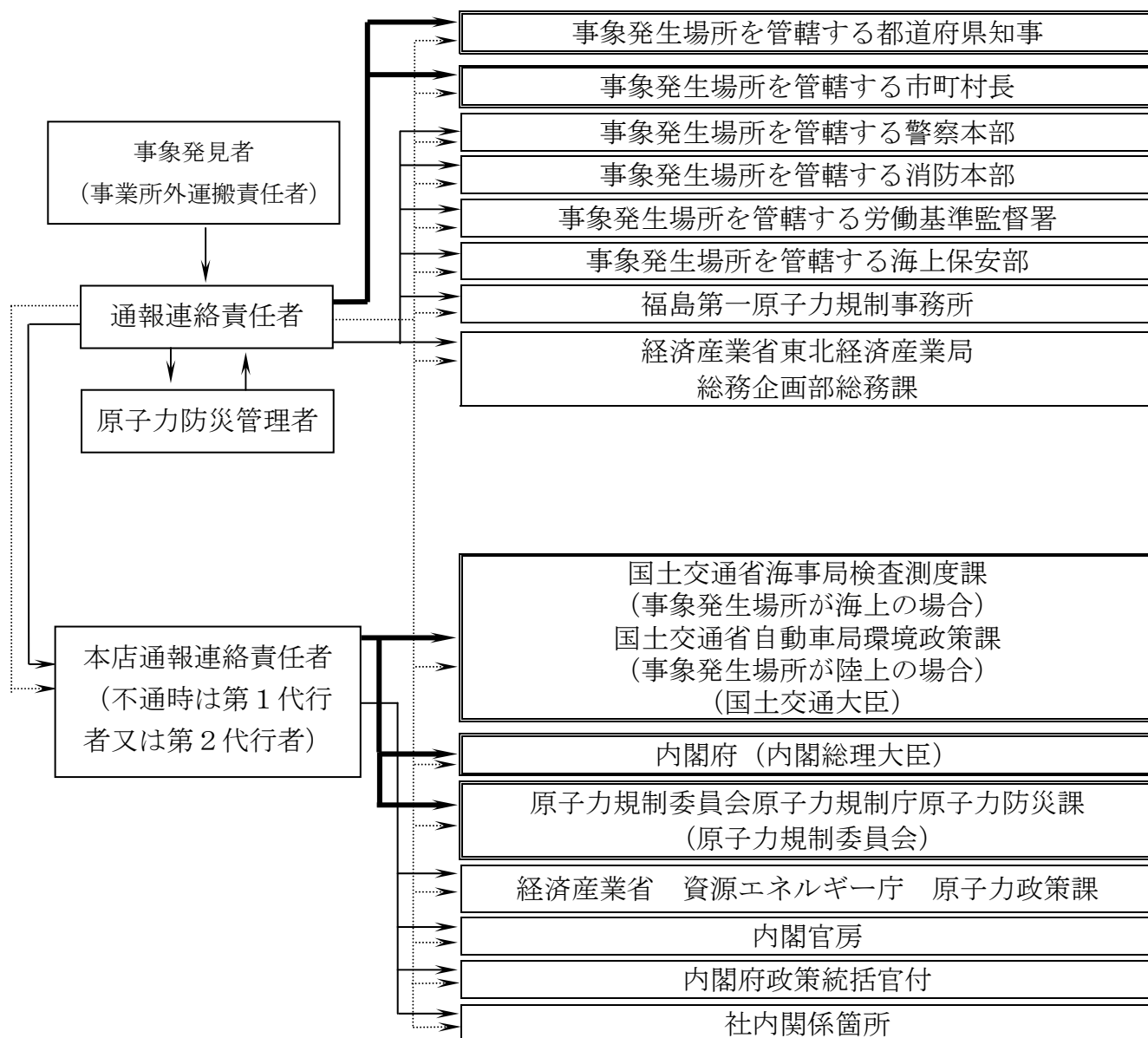
※ 1 : 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村

※ 2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部
南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部
福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部
田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署
常磐消防署, 内郷消防署

※ 3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣

※ 4 : メールによる連絡

別図 2 - 3 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 (2 / 2)
(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路



☐ : 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報先

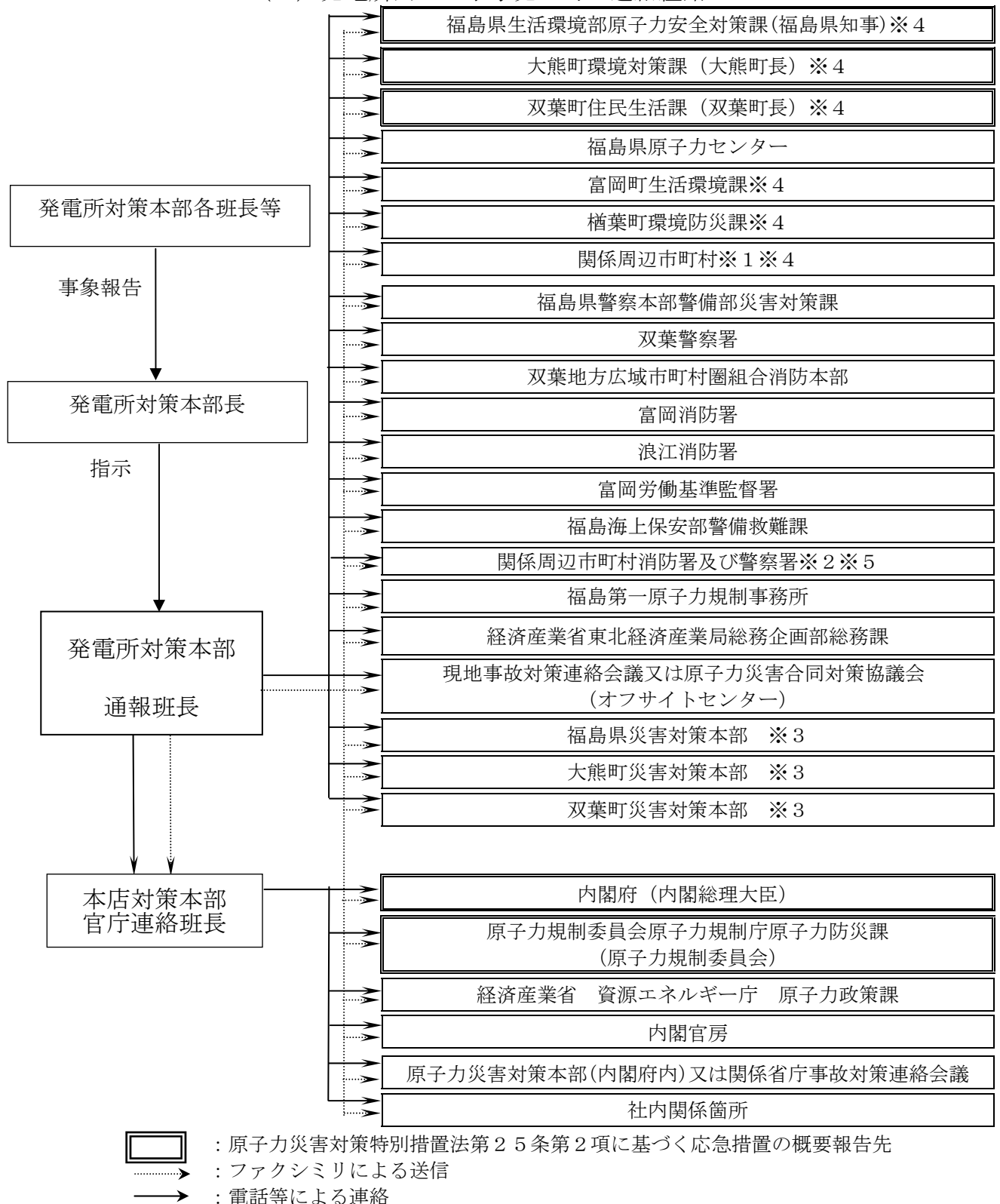
→ : 電話によるファクシミリ着信の確認

.....→ : ファクシミリによる送信

→ : 電話等による連絡

別図 2－4 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路（1／2）

（1）発電所内での事象発生時の連絡経路



※1：浪江町，広野町，いわき市，田村市，南相馬市，川俣町，川内村，葛尾村，飯館村

※2：いわき中央警察署，いわき南警察署，いわき東警察署，いわき市消防本部
南相馬警察署，相馬地方広域消防本部，田村警察署，郡山地方広域消防組合消防本部
福島警察署，伊達地方消防組合消防本部
田村消防署，相馬消防署，南相馬消防署，平消防署，小名浜消防署，勿来消防署
常磐消防署，内郷消防署

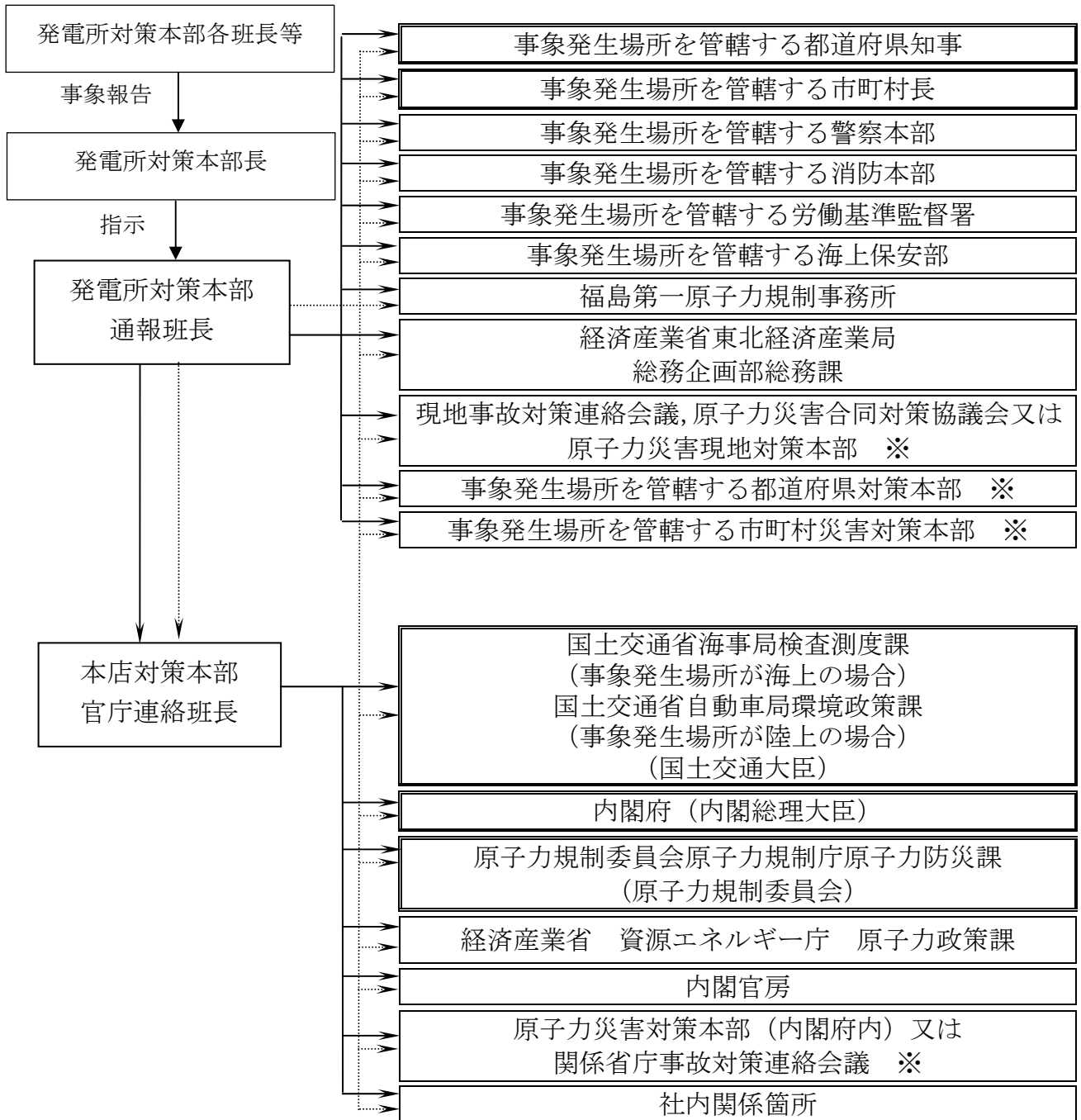
※3：災害対策本部等が設置されている場合に限る。

※4：ファクシミリ，電話等による通信手段が遮断された場合は，衛星携帯電話を所持した者を派遣

※5：メールによる連絡

別図 2 - 4 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路 (2 / 2)

(2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路



: 原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づく応急措置の概要報告先



: ファクシミリによる送信

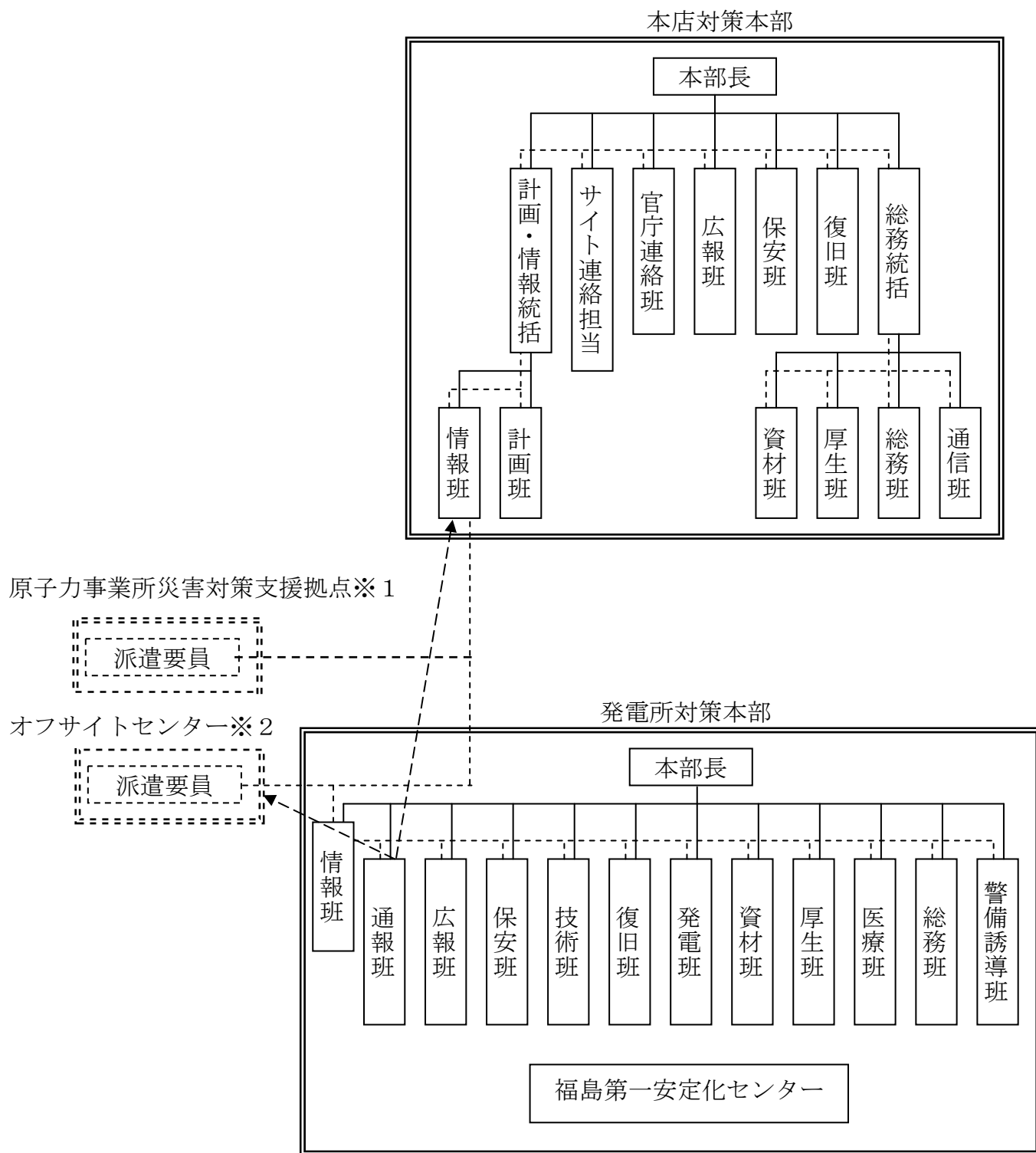


: 電話等による連絡

※

: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

別図 2－5 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路（第 1 次緊急時態勢発令時）（1／2）



—— 社内の情報連絡・指示

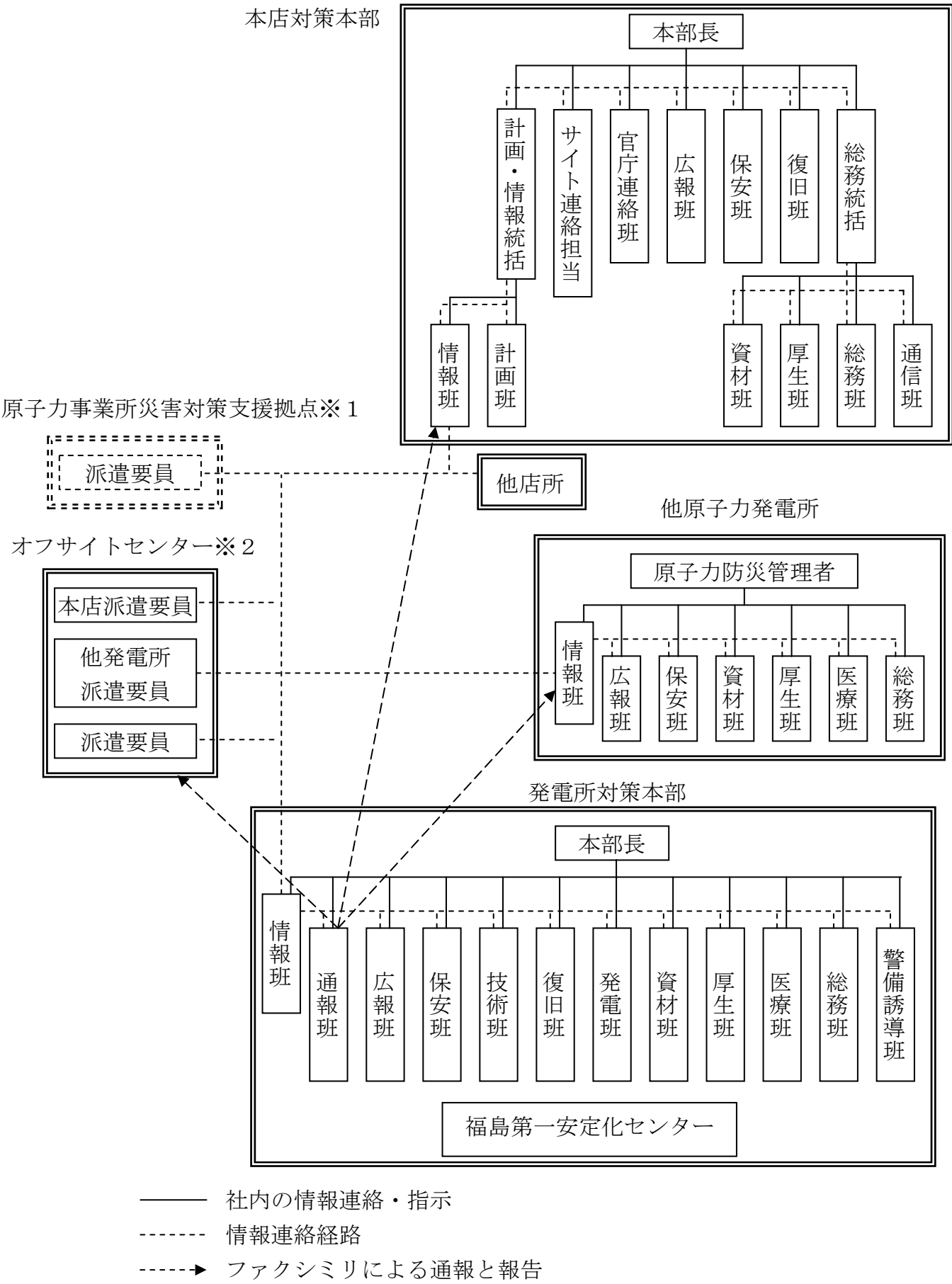
----- 情報連絡経路

-----▶ ファクシミリによる通報と報告

※ 1 原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。

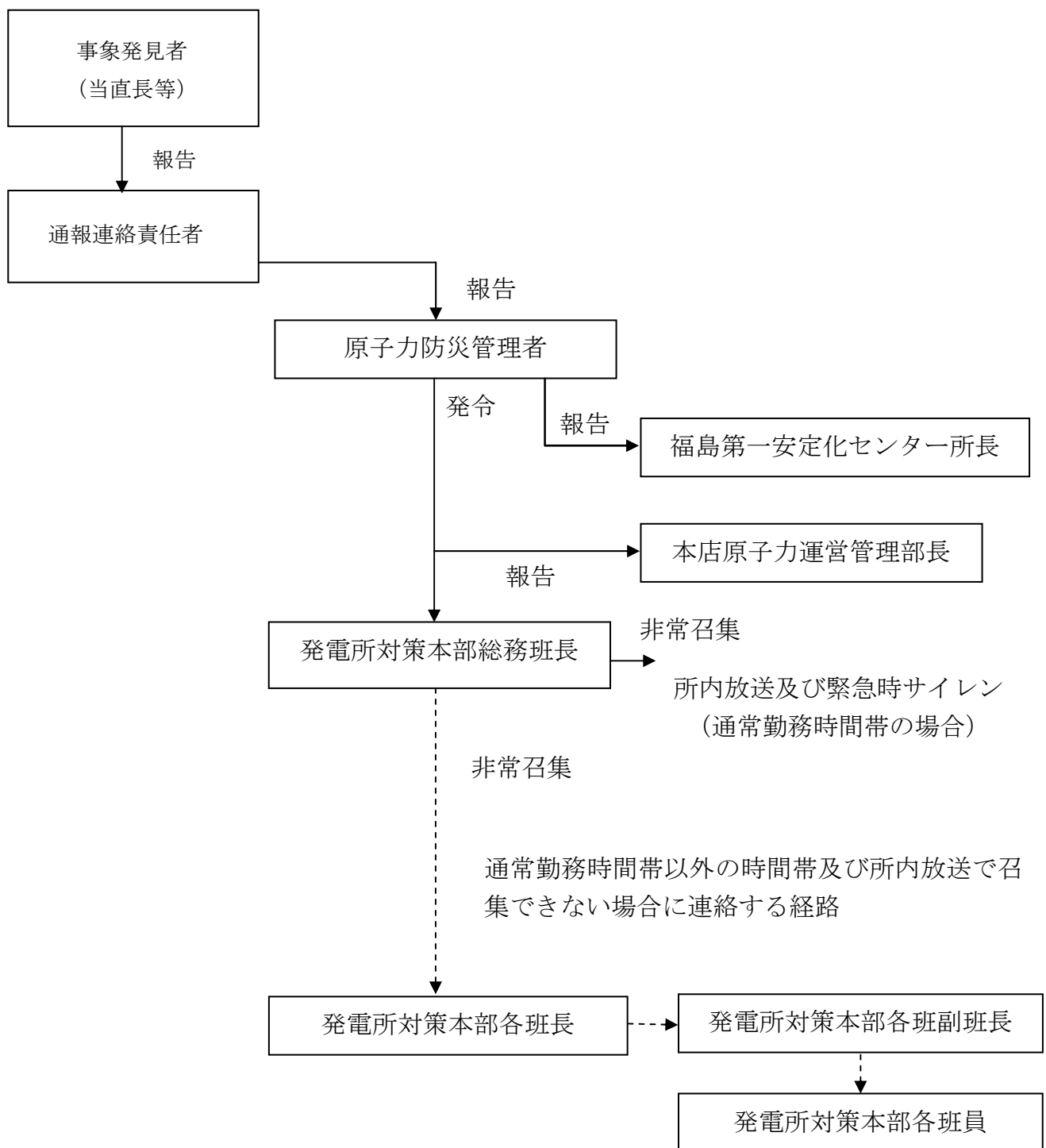
※ 2 事業所外運搬に係る事象発生の場合、「事象発生場所」に読み替える。

別図 2－5 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路（第 2 次緊急時態勢発令時）（2／2）

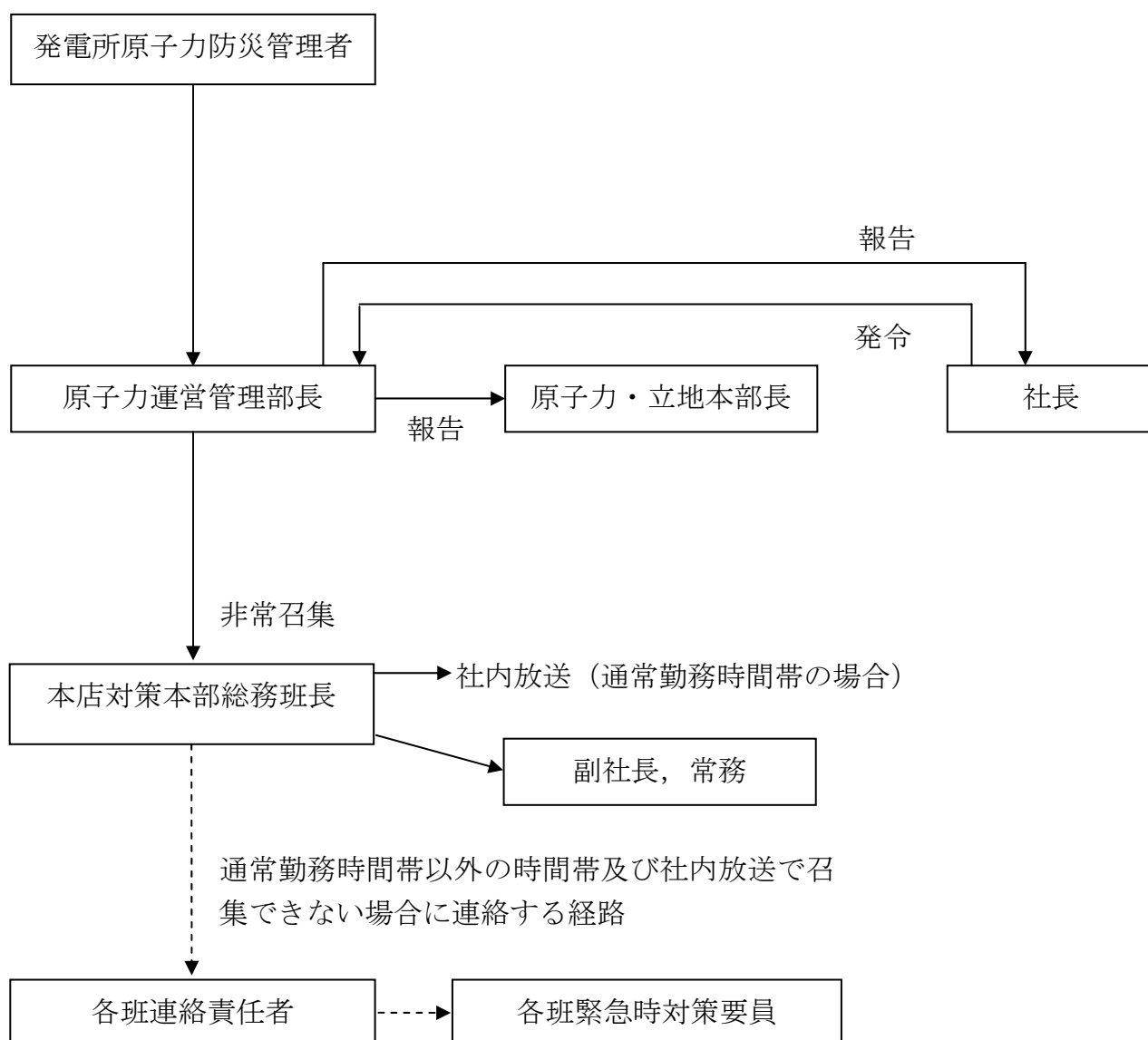


※ 1 原子力事業所災害対策拠点が設置されている場合に限る。
※ 2 事業所外運搬に係る事象発生の場合、「事象発生場所」に読み替える。

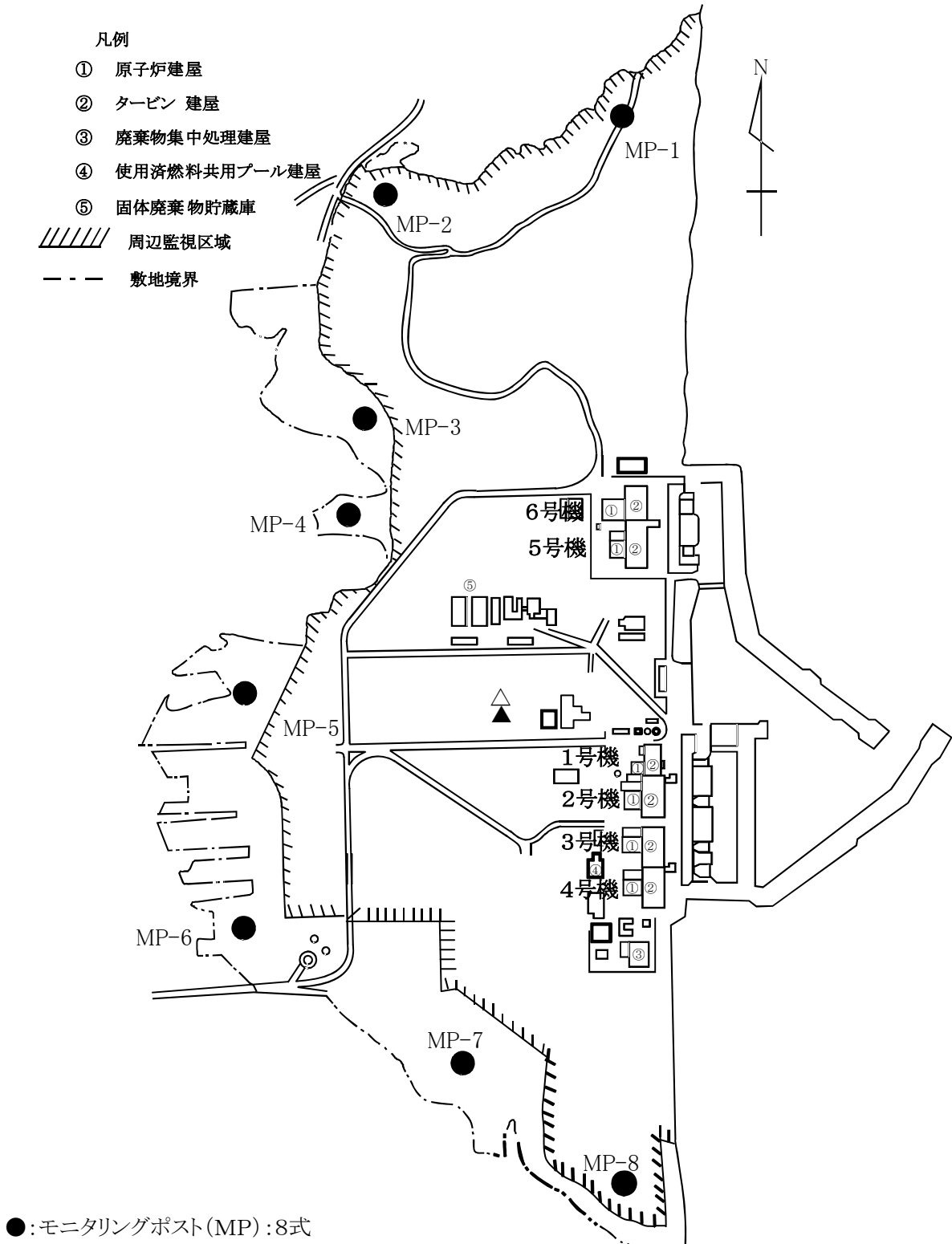
別図 2－6 発電所における緊急時態勢発令と発電所緊急時対策要員の非常召集連絡経路



別図 2－7 本店における緊急時態勢発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路



別図2-8 発電所敷地周辺の放射線測定設備等



検出器種類	計測範囲	点検内容	点検頻度
NaIシンチレーション検出器	10～10 ⁴ nGy/h	点検校正	1回／年
電離箱	10～10 ⁸ nGy/h	点検校正	1回／年

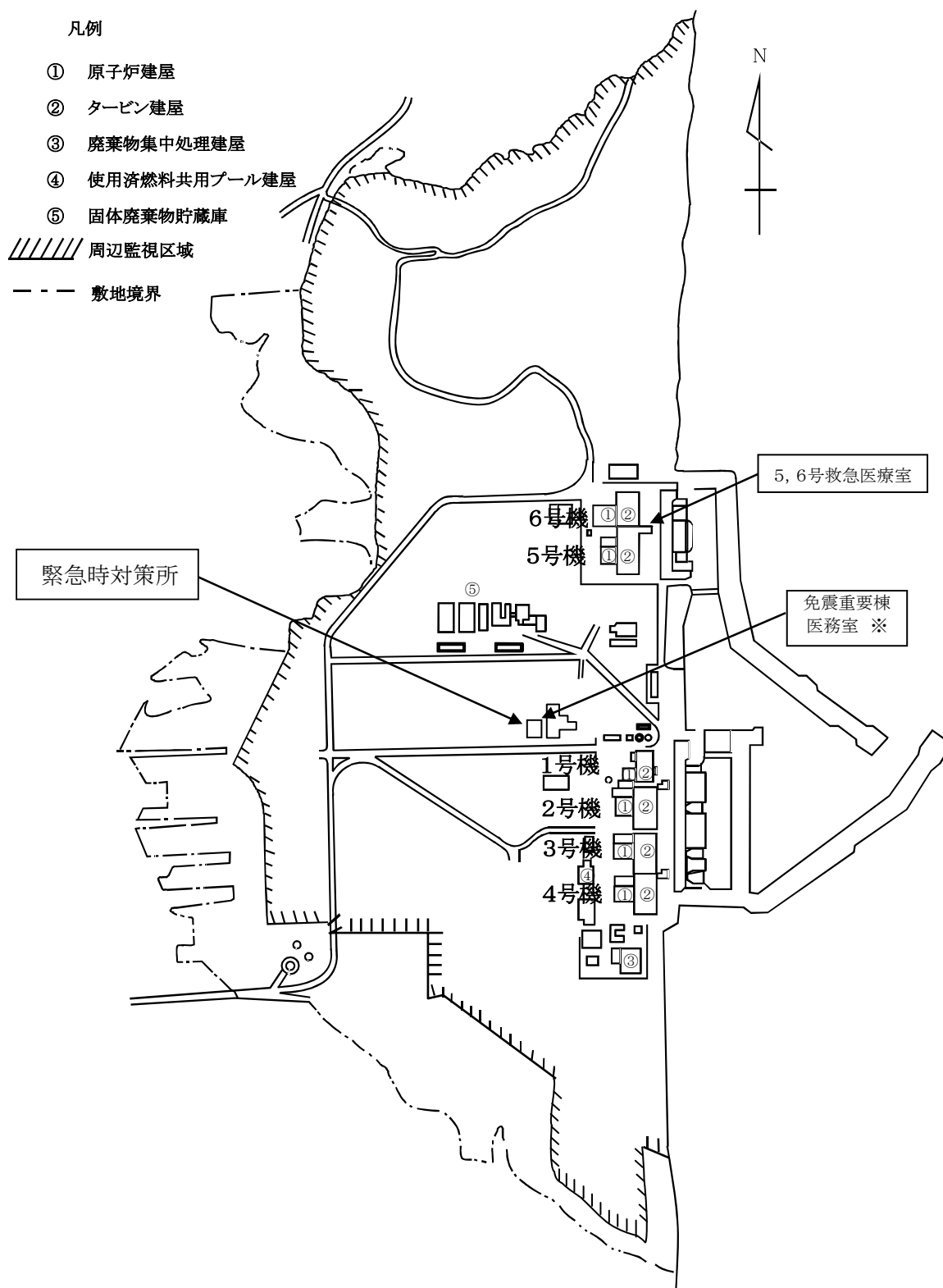
▲: 気象観測装置(風向・風速): 1式

種類	測定高さ	点検内容	点検頻度
ドップラーソーダ	地上高約10m 及び約95m	点検・調整	1回／年

△: 気象観測装置(風向・風速): 1式

種類	測定高さ	点検内容	点検頻度
超音波式風向風速計	地上高約10m	点検・調整	1回／年

別図2-9 発電所敷地内の緊急時対策所及び救急医療施設



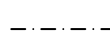
※ 自然災害等の発生により救急医療施設が使用できない場合に使用

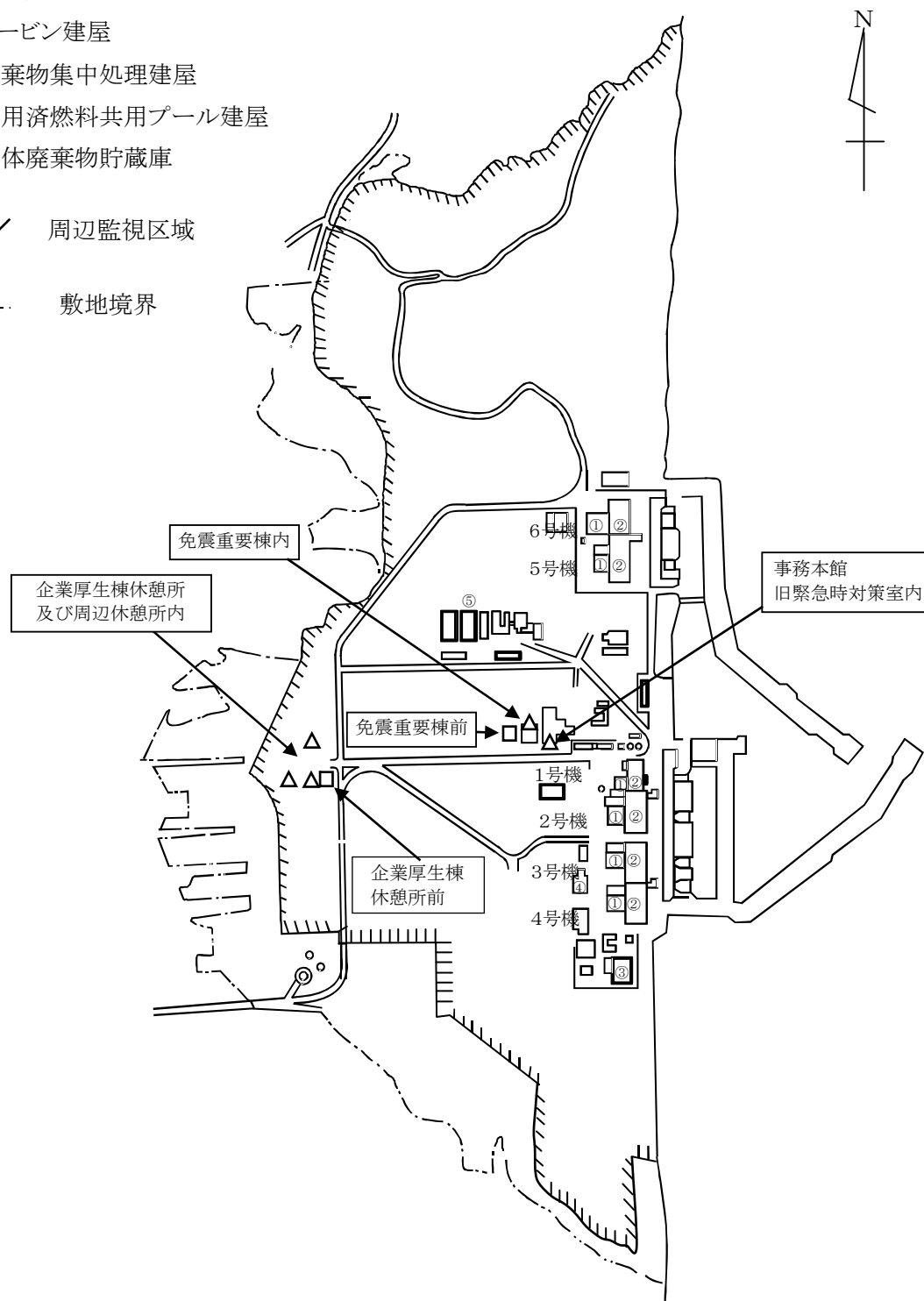
別図 2 - 1 0 発電所敷地内の退避場所及び避難集合場所

凡例

- ① 原子炉建屋
- ② タービン建屋
- ③ 廃棄物集中処理建屋
- ④ 使用済燃料共用プール建屋
- ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫

 周辺監視区域

 敷地境界



△：退避場所（発電所敷地内の者が屋内で放射線による危険を避ける場所）

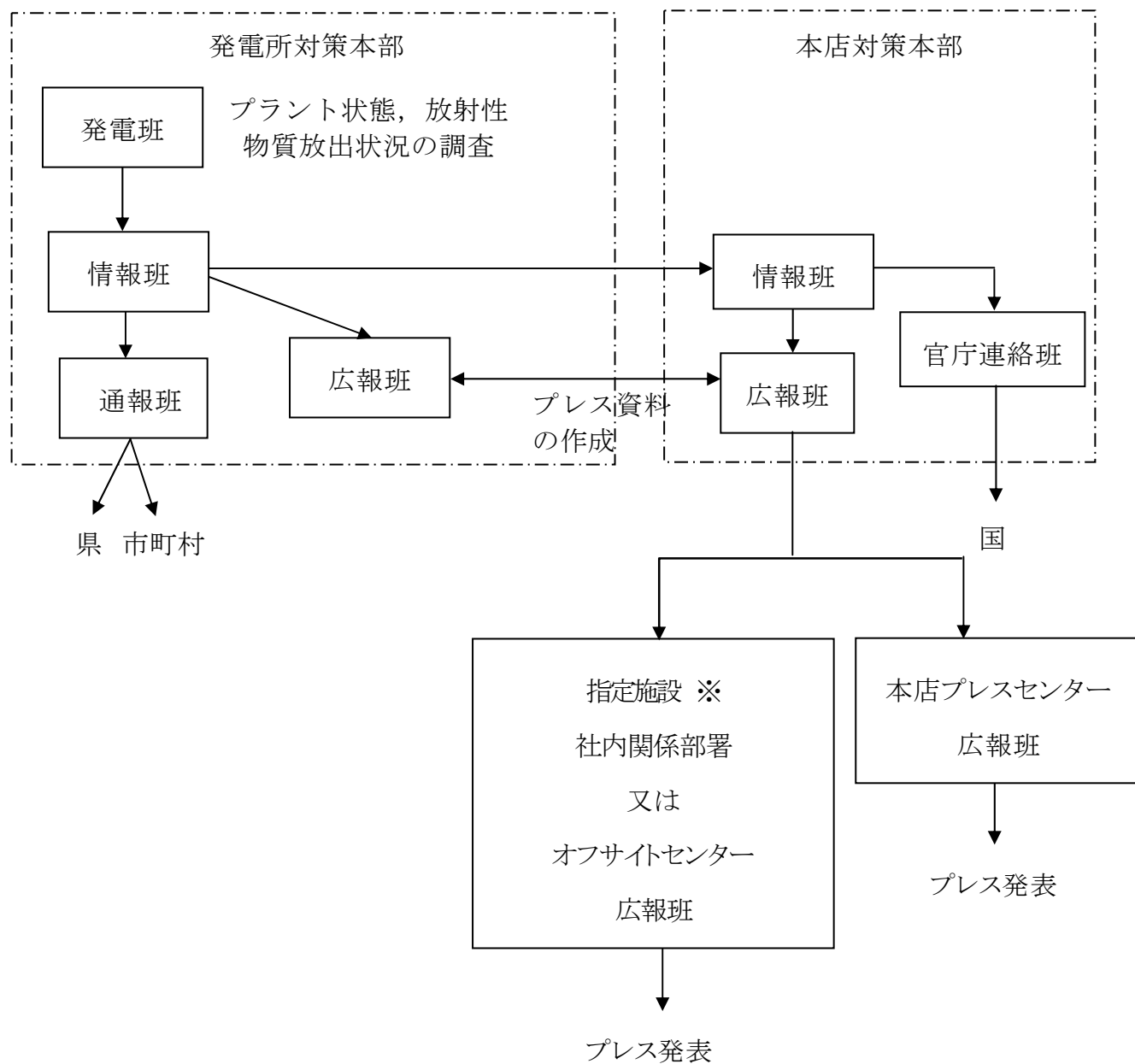
□：避難集合場所（発電所外へ避難するために車両乗車等円滑に行う場所）

別図2-11 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置



この背景地図等データは、国土地理院の電子国土 Web システムから配信されたものである。

別図 3－1 公表内容の伝達経路



※ プレス発表実施箇所は関係者へ周知する。

別表 2－1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（1／8）

略 称	法 令
(1) 敷地境界 放射線量 上昇	政令第 4 条第 4 項第 1 号 <u>第 1 項に規定する基準以上の放射線量が第 2 項又は前項の定めによるところにより検出されたこと。</u> 政令第 4 条第 1 項（<u>第 1 項に規定する基準</u>） 法第 10 条第 1 項の政令で定める基準は、5 μ Sv/h の放射線量とする。 政令第 4 条第 2 項（<u>第 2 項の定めによるところ</u>） 法第 10 条第 1 項の規定による放射線量の検出は、法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2 分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し 1 時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 一 当該数値が 1 地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が 10 分間未満であるときに限る。） 二 当該数値が落雷の時に検出された場合 政令第 4 条第 3 項（<u>第 3 項の定めによるところ</u>） <u>前項の定めによるところにより検出された放射線量が法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第 1 項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が 1 μ Sv/h 以上であるときは、法第 10 条第 1 項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</u> 通報すべき事象等に関する省令 4 条（<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>） 令第 4 条第 3 項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、防災業務計画等に関する省令第 4 条第 1 項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。

別表 2－1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（2／8）

略 称	法 令		
(2) 放射 性 物 質 通 常 経 路 放 出	政令第 4 条第 4 項第 2 号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒，排水口 その他これらに類する場所において，当該原子力事業所の区域の境界付近 に達した場合におけるその放射能水準が第 1 項に規定する放射線量に相 当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質 が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第 1 項に規定する放射線量：5 μ Sv/h （1）参照。 原子力規制委員会規則で定める基準，原子力規制委員会規則で定めるとこ ろ：通報すべき事象等に関する省令第 5 条。添付参照。		
(3) 火 災 爆 発 等 に よ る 放 射 性 物 質 放 出	政令第 4 条第 4 項第 3 号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の 内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく 放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区 域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において，次に掲げ る放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところによ り検出されたこと。 イ 5 0 μ Sv/h 以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が 5 μ Sv/h の放射線量に相当する ものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質 通報すべき事象等に関する省令第 6 条第 1 項（原子力規制委員会規則で定 める区域） 令第 4 条第 4 項第 3 号に規定する区域は，次の表の上欄に掲げる原子力事 業者の区分に応じ，それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。 (抜粋) <table><tr><th>原子炉設置者</th></tr><tr><td>実用発電用原子炉の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子 炉の設置，運転等に関する規則第 1 条第 2 項第 4 号に，（略）規定する 管理区域。</td></tr></table> 前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための 施設の排気筒，排水口その他これらに類する場所。 （2）参照。	原子炉設置者	実用発電用原子炉の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子 炉の設置，運転等に関する規則第 1 条第 2 項第 4 号に，（略）規定する 管理区域。
原子炉設置者			
実用発電用原子炉の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子 炉の設置，運転等に関する規則第 1 条第 2 項第 4 号に，（略）規定する 管理区域。			

別表 2－1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（3／8）

略 称	法 令
	通報すべき事象等に関する省令第 6 条第 3 項（<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>） 令第 4 条第 4 項第 3 号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第 4 条第 4 項第 3 号イの放射線量の水準を 10 分間以上継続して検出すること 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること 通報すべき事象等に関する省令第 6 条第 4 項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第 4 条第 4 項第 3 号イの放射線量の水準又は第 2 項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 通報すべき事象等に関する省令第 6 条第 2 項（<u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>） 令第 4 条第 4 項第 3 号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に 50 を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値
（4） 事業所外運搬放射線量上昇	政令第 4 条第 4 項第 4 号 事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が<u>原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ</u>により検出されたこと。 通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 2 条第 1 項（<u>原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ</u>） 令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 2 条第 2 項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第 4 条第 4 項第 4 号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。

別表 2－1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（4／8）

略 称	法 令
(5) スクラム 失敗	通報すべき事象等に関する省令第 7 条第 1 項第 1 号イ（1） 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材（略）により原子炉を停止することができないこと。
(6) 原子炉冷却材漏えい	通報すべき事象等に関する省令第 7 条第 1 項第 1 号イ（2） 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材（略）の漏えいが発生すること。
(7) 原子炉給水喪失	通報すべき事象等に関する省令第 7 条第 1 項第 1 号イ（3） 原子炉（略）の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）が作動しないこと。
(8) 原子炉除熱機能喪失	通報すべき事象等に関する省令第 7 条第 1 項第 1 号イ（5） 原子炉（略）の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能（略）が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(9) 全交流電源喪失	通報すべき事象等に関する省令第 7 条第 1 項第 1 号イ（6） 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。
(10) 直流電源喪失（部分喪失）	通報すべき事象等に関する省令第 7 条第 1 項第 1 号イ（7） 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。
(11) 停止時原子炉水位低下	通報すべき事象等に関する省令第 7 条第 1 項第 1 号イ（8） 原子炉（略）の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位（略）まで低下すること。
(12) 燃料プール水位低下	通報すべき事象等に関する省令第 7 条第 1 項第 1 号イ（10） 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。
(13) 中央制御室使用不能	通報すべき事象等に関する省令第 7 条第 1 項第 1 号イ（11） 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(14) 原子炉外臨界蓋然性	通報すべき事象等に関する省令第 7 条第 1 項第 2 号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。

別表 2－1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（5／8）

略 称	法 令
(15) 事業所外 運搬放射 性物質漏 えい	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 3 条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第 3 条並びに第 5 条第 1 項第 1 号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第 2 項第 1 号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第 4 条並びに第 10 条第 1 項第 1 号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第 2 項第 1 号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第 4 条並びに第 7 条第 1 項第 1 号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第 2 項第 1 号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

別表 2－1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（6／8）

添付 原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第 5 条第 1 項の規定に基づく水準
（1／2）

場 合	基 準	検 出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に 50 を乗じて得た値	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。

別表 2－1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（7／8）
 添付 原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第 5 条第 1 項の規定に基づく水準
 （2／2）

場 合	基 準	検 出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じた値	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。

空気中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 15 条第 4 号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るもの（略）をいう。

水中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 15 条第 7 号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るもの（略）をいう。

別表 2－1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（8／8）

別表（原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第 5 条関係）

（1）濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 [m³／s]

排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離（m）																					
放射性物質が放出される拠点の地表からの高さ（注）（m）		20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上 50 未満	50 以上 60 未満	60 以上 70 未満	70 以上 80 未満	80 以上 90 未満	90 以上 100 未満	100 以上 200 未満	200 以上 300 未満	300 以上 400 未満	400 以上 500 未満	500 以上 600 未満	600 以上 700 未満	700 以上 800 未満	800 以上 900 未満	900 以上 1000 未満	1000 以上	
	1 未満	1×10	5×10	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	
	1 以上 10 未満	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	
	10 以上 20 未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	
	20 以上 30 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	
	30 以上 40 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	
	40 以上 50 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	
	50 以上 60 未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	60 以上 70 未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	70 以上 80 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	80 以上 90 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	90 以上 100 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	100 以上 110 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	110 以上 120 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	120 以上 130 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	130 以上 140 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	140 以上 150 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶	
	150 以上	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶

（注）高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

別表２－２ 原子力災害対策特別措置法第１５条第１項の原子力緊急事態宣言発令の基準（１／４）

略 称	法 令
(１) 敷地境界 放射線量 異常上昇	法第１５条第１項第１号 第１０条第１項前段の規定により内閣総理大臣、原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は<u>政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの</u>以上である場合。 政令第６条第１項（<u>政令で定める放射線測定設備</u>） 法第１５条第１項第１号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事とその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第１１条第１項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 政令第６条第２項（<u>政令で定める測定方法</u>） 法第１５条第１項第１号の政令で定める測定方法は、単位時間（１０分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、１時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 政令第６条第３項（<u>政令で定める基準</u>） 法第１５条第１項第１号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第４条第４項第１号に規定する検出された放射線量（法第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が５μSv/h以上である場合にあっては、当該各放射線測定設備における放射線量と第４条第３項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量）又は第１項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 ５００μSv/h 二 （以下、略）
(２) 放射性物質通常経路異常放出	政令第６条第４項第１号 第４条第４項第２号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第１号に定める放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</u> 通報すべき事象等に関する省令第１２条第１項（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第６条第４項第１号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、通報すべき事象等に関する省令第５条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に１００を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

別表2-2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(2/4)

略 称	法 令
(3) 火 災 爆 発 等 に よ る 放 射 性 物 質 異 常 放 出	政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略) 政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500 μSv/hの放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</u> <u>通報すべき事象等に関する省令第13条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ)</u> 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、通報すべき事象等に関する省令第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
(4) 事 業 所 外 運 搬 放 射 線 量 異 常 上 昇	政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h
(5) 原 子 炉 外 臨 界	政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。
(6) 原 子 炉 停 止 機 能 喪 失	通報すべき事象等に関する省令第14条第1項イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。

別表２－２ 原子力災害対策特別措置法第１５条第１項の原子力緊急事態宣言発令の基準（３／４）

略 称	法 令
(7) 非常用炉心 冷却装置注 水不能	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項ロ 原子炉（略）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合（略）において、非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
(8) 格納容器圧 力異常上昇	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項ハ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること。
(9) 圧力抑制機 能喪失	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項ニ 原子炉（略）の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
(1 0) 原子炉冷却 機能喪失	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項ホ 原子炉の運転中（沸騰水型軽水炉等及び加圧水型軽水炉についてはすべての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。）において、原子炉を冷却するすべての機能（略）が喪失すること。
(1 1) 直流電源喪 失（全喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項ヘ 原子炉の運転中にすべての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。
(1 2) 炉心溶融	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項ト 原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。
(1 3) 停止時原子 炉水位異常 低下	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項チ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。
(1 4) 中央制御室 等使用不能	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項ヌ 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。

別表２－２ 原子力災害対策特別措置法第１５条第１項の原子力緊急事態宣言発令の基準（４／４）

略 称	法 令
(１５) 事業所外 運搬放射 性物質異 常漏えい	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第４条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一，別表第二，別表第三，別表第四，別表第五又は別表第六の第一欄，船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一，別表第二，別表第三，別表第四，別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二，別表第三，別表第四，別表第五，別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ，それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄，別表第二の第三欄，別表第三の第三欄，別表第四の第二欄，別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄，船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄，別表第二の第三欄，別表第三の第三欄，別表第四の第二欄，別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄，別表第三の第三欄，別表第四の第三欄，別表第五の第二欄，別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第３条第２項，危険物船舶運送及び貯蔵規則第８０条第２項及び航空法施行規則第１９４条第２項第２号イ(４)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

別表 2－3 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名と人員
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣，原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあつては内閣総理大臣，原子力規制委員会及び国土交通大臣），関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	通報班 4 名 情報班 4 名
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換，緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	通報班 2 名 情報班 2 名
	オフサイトセンター	情報班 2 名 技術班 2 名 総務班 1 名
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班 4 名
	オフサイトセンター	広報班 2 名
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	保安班 4 名 発電班 4 名
	オフサイトセンター	保安班 10 名
(5) 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	技術班 4 名 発電班 4 名
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	復旧班 18 名 発電班 4 名
(7) 放射性物質による汚染の除去	発電所内	保安班 4 名
	オフサイトセンター	保安班 5 名 ※1
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	医療班 4 名
	オフサイトセンター	医療班 1 名
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	資材班 6 名 厚生班 2 名
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	警備誘導班 4 名

※1：（7）のオフサイトセンター人員は（4）のオフサイトセンター人員に含まれる。

別表 2-4-1 原子力防災資機材 (1/2)

分類	法令による名称		具体的名称	数 量	保管場所	点検頻度
具放射線障害防護用器	汚染防護服		C 装備, アノラック	70 組	免震重要棟	1 回/年 員数確認
	呼吸用ボンベ(交換用のものを含む)その他の機器と一体となって使用する防護マスク		セルフエアセット	8 個	免震重要棟	1 回/年
	フィルター付き防護マスク		チャコール付き全面マスク	70 個	免震重要棟	1 回/年
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線		緊急時用電話回線	※1 10 回線	免震重要棟	1 回/年
	ファクシミリ装置		一斉ファクシミリ装置	1 台	福島第二原子力発電所※2	1 回/年
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器		携帯電話	40 台	特別管理職以上が携行	1 回/年 通話確認
			所内用 PHS	60 台	発電所員が携行	1 回/年 通話確認
			衛星携帯電話	1 台	免震重要棟	1 回/年 通話確認
計測機等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する放射性物質を測定するための固定式測定器		排気筒モニタ※3	1 台	5, 6 号機共用 EL約14m	1 回/年
			放水口モニタ※4	一台	—	—
	ガンマ線測定用可搬式測定器		シンチレーションサーベイメータ	10 台	免震重要棟	1 回/年
			電離箱サーベイメータ	36 台	免震重要棟	1 回/年
	中性子線測定用可搬式測定器		中性子線サーベイメータ	3 台	免震重要棟	1 回/年
	熱ルミネセンス線量計又は蛍光ガラス線量計	素子	蛍光ガラス線量計素子	100 個	免震重要棟	1 回/年 員数確認
		リーダー	蛍光ガラス線量計リーダー	1 台	Jヴィレッジ※5	1 回/年
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器		汚染密度測定用サーベイメータ	17 台	免震重要棟	1 回/年
			汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	3 台	免震重要棟	1 回/年
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	ダストサンプラ	9 台	免震重要棟	1 回/年
		測定器	ダスト測定器(放射線測定車に搭載)	1 台	免震重要棟	1 回/年
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	ヨウ素サンプラ	7 台	免震重要棟	1 回/年
		測定器	ヨウ素測定器(放射線測定車に搭載)	1 台	免震重要棟	1 回/年
	個人用外部被ばく線量測定器		電子式線量計	250 台	免震重要棟	1 回/年 員数確認

別表 2-4-1 原子力防災資機材 (2/2)

分類	法令による名称	具体的名称	数 量	保管場所	点検頻度
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回/年 員数確認
	担架	担架	1台	5, 6号機 救急医療室	1回/年 員数確認
	除染器具	除染キット	1式	5, 6号機 救急医療室	1回/年 員数確認
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	発電所構内	道路運送車 両法に基づく点検頻度
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	動力消防ポンプ設備(化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所構内	1回/年
	環境中の放射線量又は放射性物質の測定のための車両	放射線測定車	1台	発電所構内	道路運送車 両法に基づく点検頻度

※1：大熊町，双葉町，浪江町，富岡町，楡葉町，双葉警察署，双葉地方広域市町村圏組合消防本部，福島海上保安部，福島県原子力センター，消防署（浪江及び富岡）との専用回線（ホットライン）である。緊急時用電話回線が使用できない場合は，電気通信事業者(NTT等)の有線電話・携帯電話・衛星携帯電話等の通信手段により情報連絡を行う。

※2：福島第一原子力発電所内では一斉ファクシミリ機能が使用できないことから福島第二原子力発電所に設置している。

※3：1～4号機における排気筒モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。代替措置として，モニタリングポスト及び可搬式測定器により，周辺監視区域付近及び施設周辺の放射線量，放射性物質の測定を行う。

※4：放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。代替措置として，海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。

※5：福島第一原子力発電所内では使用できないためJヴィレッジに設置している。

別表 2-4-2 原子力防災資機材以外の資機材

福島第一原子力発電所

分類	名称	数量	保管場所	点検頻度
緊急時対応に必要な主な資機材	電源車（500kVA以上）	4台	計装予備品倉庫（1） 予備変電所（1） No1固体廃棄物貯蔵庫前（2）	1回／月
	電源車（75kVA）	1台	無線局舎	1回／年
	ポンプ（消防車両）	9台	シュラウド事務所駐車場（3） 水処理建屋（3） 厚生棟前（1） 正門周辺駐車場（1） 事務本館北側駐車場（1）	1回／月
	コンクリートポンプ車	1台	技能訓練センター脇駐車場	1回／月
	消防用ホース	1式	シュラウド事務所駐車場 水処理建屋付近 正門消防車庫 5，6号機原子炉建屋内	1回／年
	瓦礫撤去用重機 （ホイールローダー等）	2台	構内駐車場	1回／年
	タンクローリー	2台	構外給油所	1回／年
	燃料（軽油）	約22キロリットル	構外給油所	—
	燃料（ガソリン）	約3.8キロリットル	No.5危険物倉庫 構外給油所	—

Jヴィレッジ

	名称	数量	保管場所	点検頻度
原子力事業所災害対策支援拠点に必要な主な資機材	衛星携帯電話	1台	Jヴィレッジ	1回／年
	携帯電話	3台	Jヴィレッジ	—
	FAX	1台	Jヴィレッジ	—
	汚染密度測定用サーベイメータ	36台	Jヴィレッジ	1回／年
	シンチレーションサーベイメータ	1台	Jヴィレッジ	1回／年
	電離箱サーベイメータ	1台	Jヴィレッジ	1回／年
	簡易式入退域管理装置	1台	Jヴィレッジ	—
	作業者証発行装置	1台	Jヴィレッジ	—
	入域許可証発行装置	2台	Jヴィレッジ	—
	個人線量計	810台	Jヴィレッジ	1回／年
	保護衣類（タイベック）	3400着	Jヴィレッジ	—
	保護具類（全面マスク）	700個	Jヴィレッジ	—

別表 2－4－3 遠隔操作が可能な装置等

分類	名称	数量	保管場所	点検頻度
遠隔操作 ロボット	偵察, 空間線量率測定ロボット	1台	発電所構内	運用時
	偵察, 瓦礫撤去ロボット	1台	発電所構内	運用時

別表 2 - 5 原子力災害対策活動で使用する資料

資 料 名		
1. 発電所周辺地図		
①	発電所周辺地域地図 (1 / 25, 000)	※
②	発電所周辺地域地図 (1 / 50, 000)	※
2. 発電所周辺航空写真パネル		
3. 発電所気象観測データ		
①	統計処理データ	
②	毎時観測データ	
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ		
①	空間線量モニタリング設備配置図	
②	環境試料サンプリング位置図	
③	環境モニタリング測定データ	
5. 発電所周辺人口関連データ		
①	方位別人口分布図	
②	集落の人口分布図	
③	市町村人口表	
6. 主要系統模式図 (各ユニット)		
7.	原子炉設置 (変更) 許可申請書 (各ユニット)	※
8. 系統図及びプラント配置図		
①	系統図	
②	プラント配置図	※
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 (各ユニット)		
10. プラント主要設備概要 (各ユニット)		
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各ユニット)		
12. 規定類		
①	原子炉施設保安規定	※
②	原子力事業者防災業務計画	※
13. 事故時操作基準		

□：原子力災害対策特別措置法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料

※：原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

別表 2 - 6 原子力災害対策活動で使用する施設

1. 緊急時対策所

項 目	仕 様
所在地	福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2 福島第一原子力発電所構内 免震重要棟 2 階
床面積	・面積：約 5 5 0 m ²
地震・津波対策	・免震構造を備えた鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） ・1 階床高さ EL 約 3 4 m
放射線防護対策	・遮へい：コンクリート壁等による遮へい ・空調：HEPA・よう素除去フィルターを備えた空調設備
非常用電源	・ガスタービン発電機：1 式〔定格容量：1, 000kVA〕 ・備蓄燃料：3 日分を備蓄 ・タンクローリー等にて補充
非常用通信機器※	・TV 会議システム 1 台 1 回/年 通話確認 ・I P 電話 5 台 1 回/年 通話確認 ・I P F A X 3 台 1 回/年 通話確認

※地上系については配備済。衛星系については平成 2 5 年度配備予定。

2. 原子力事業所災害対策支援拠点

J ヴィレッジ及びその周辺施設※

項 目	仕 様
所在地	福島県双葉郡楡葉町大字山田岡字美シ森 8
発電所からの方位，距離	南 約 2 0 k m 標高約 4 0 m
敷地面積	約 5 2 . 6 万 m ²
非常用電源	ディーゼル発電機 3 0 0 kVA
非常用通信機器	・電話（衛星系，地上系） ・FAX（地上系）
その他	消耗品等（燃料，食料，飲料水等）は原子力事業所災害対策支援拠点に予め配備及び本店等からの輸送により確保するとともに，調達可能な小売店等から調達を行う。

※J ヴィレッジ（センター棟，ホテル棟，サッカー場 1 1 面，スタジアム棟），メディカルセンター，J ヴィレッジ多目的駐車場，広野サッカー場を借用し，使用している。

以下の施設は現在使用していないが，候補地とする。

- ・楡葉町中高一貫教育施設（JFA アカデミー福島女子寄宿舎，JFA アカデミー福島女子用練習場）

3. 本店非常災害対策室

項 目	仕 様
所在地	東京都千代田区内幸町 1 - 1 - 3
建物の仕様	鉄筋コンクリート造（震度 6 強相当の耐震性を有する）
床面積	・面積：約 5 0 0 m ² ・階数：地上 2 階
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機 2 台（定格容量：2, 000kVA） 備蓄燃料：3 日分を備蓄
非常用通信機器※	・TV 会議システム 1 台 1 回/年 通話確認 ・I P 電話 5 台 1 回/年 通話確認 ・I P F A X 5 台 1 回/年 通話確認
その他	食料及び飲料水については 3 日以上を備蓄

※地上系については配備済。衛星系については平成 2 5 年度配備予定。

別表 2－7 S P D S データ伝送項目

福島第一原子力発電所5号機

番	パラメータ	単位
1	主排気筒放射線モニタ高レンジ	mSv/h
2	主排気筒放射線モニタ低レンジA	CPS
3	主排気筒放射線モニタ低レンジB	CPS
4	S G T S 放射線モニタ高レンジA	mSv/h
5	S G T S 放射線モニタ高レンジB	mSv/h
6	S G T S 放射線モニタ低レンジA	CPS
7	S G T S 放射線モニタ低レンジB	CPS
8	風向 1 0 M (角度)	°
9	風向 9 5 M (角度)	°
10	風速 1 0 M	m/s
11	風速 9 5 M	m/s
12	大気安定度	—
13	モニタリングポスト 1 H	nGy/h
14	モニタリングポスト 2 H	nGy/h
15	モニタリングポスト 3 H	nGy/h
16	モニタリングポスト 4 H	nGy/h
17	モニタリングポスト 5 H	nGy/h
18	モニタリングポスト 6 H	nGy/h
19	モニタリングポスト 7 H	nGy/h
20	モニタリングポスト 8 H	nGy/h
21	モニタリングポスト 1 L	nGy/h
22	モニタリングポスト 2 L	nGy/h
23	モニタリングポスト 3 L	nGy/h
24	モニタリングポスト 4 L	nGy/h
25	モニタリングポスト 5 L	nGy/h
26	モニタリングポスト 6 L	nGy/h
27	モニタリングポスト 7 L	nGy/h
28	モニタリングポスト 8 L	nGy/h
29	原子炉圧力 B V 5 号	MP a
30	再循環ポンプ入口温度 A 1	℃
31	再循環ポンプ入口温度 A 2	℃
32	再循環ポンプ入口温度 B 1	℃
33	再循環ポンプ入口温度 B 2	℃
34	H P C I 系統流量	t/h
35	C S 系統 流量 A	t/h
36	C S 系統 流量 B	t/h
37	A D S A 作動	DIGITAL
38	A D S B 作動	DIGITAL
39	H P C I 系 起動	DIGITAL
40	C S 系 A 起動	DIGITAL
41	C S 系 B 起動	DIGITAL
42	R H R 系統流量 A	t/h
43	R H R 系統流量 B	t/h
44	R H R 系 A 運転	DIGITAL
45	R H R 系 B 運転	DIGITAL

番	パラメータ	単位
46	RHR系 C 運転	DIGITAL
47	RHR系 D 運転	DIGITAL
48	原子炉水位 (W) BV 5号	mm
49	原子炉水位 (F) BV 5号	mm
50	APRM平均値 5号	%PWR
51	全制御棒全挿入	DIGITAL
52	D/W圧力 (W/R)	kPaabs
53	S/C圧力 (W/R)	kPaabs
54	PCIS隔離信号 内側 トリップ	DIGITAL
55	PCIS隔離信号 外側 トリップ	DIGITAL
56	主蒸気隔離弁 内側A 全開	DIGITAL
57	主蒸気隔離弁 内側B 全開	DIGITAL
58	主蒸気隔離弁 内側C 全開	DIGITAL
59	主蒸気隔離弁 内側D 全開	DIGITAL
60	主蒸気隔離弁 外側A 全開	DIGITAL
61	主蒸気隔離弁 外側B 全開	DIGITAL
62	主蒸気隔離弁 外側C 全開	DIGITAL
63	主蒸気隔離弁 外側D 全開	DIGITAL
64	MSIV 内側 閉	DIGITAL
65	MSIV 外側 閉	DIGITAL
66	6.9KVBUS 5A キロボルト	KV
67	6.9KVBUS 5B キロボルト	KV
68	6.9KVBUS 5C キロボルト	KV
69	6.9KVBUS 5D キロボルト	KV
70	6.9KVBUS 5SA1 電圧 5入力	KV
71	6.9KVBUS 5SA2 電圧 5入力	KV
72	6.9KVBUS 5SB1 電圧 5入力	KV
73	6.9KVBUS 5SB2 電圧 5入力	KV
74	ディーゼル発電 5A 運転	DIGITAL
75	ディーゼル発電 5B 運転	DIGITAL
76	CAMS 放射線モニタA (D/W)	Sv/h
77	CAMS 放射線モニタB (D/W)	Sv/h
78	CAMS 放射線モニタC (S/C)	Sv/h
79	CAMS 放射線モニタD (S/C)	Sv/h
80	D/W温度 (MAX) 5号	℃
81	S/C温度 (MAX) 5号	℃
82	S/C 水位	cm
83	CAMS H2 モニタ D/W	%
84	CAMS H2 モニタ S/C	%
85	CAMS O2 モニタ D/W	%
86	CAMS O2 モニタ S/C	%
87	原子炉給水流量 (TOTAL)	t/h
88	RCCタービン 起動	DIGITAL
89	RCC 系統 流量	t/h
90	S/R弁 開	DIGITAL

番	パラメータ	単位
91	RHR注入弁 A (CCSモード) 開	DIGITAL
92	RHR注入弁 B (CCSモード) 開	DIGITAL
93	RHR注入弁 A (LPCIモード) 開	DIGITAL
94	RHR注入弁 B (LPCIモード) 開	DIGITAL
95	SRNM 対数計数率 CH-A	CPS
96	SRNM 対数計数率 CH-B	CPS
97	SRNM 対数計数率 CH-C	CPS
98	SRNM 対数計数率 CH-D	CPS
99	SRNM 対数計数率 CH-E	CPS
100	SRNM 対数計数率 CH-F	CPS
101	SRNM 対数計数率 CH-G	CPS
102	SRNM 対数計数率 CH-H	CPS
103	SRNM 計数率高高 CH-A	DIGITAL
104	SRNM 計数率高高 CH-B	DIGITAL
105	SRNM 計数率高高 CH-C	DIGITAL
106	SRNM 計数率高高 CH-D	DIGITAL
107	SRNM 計数率高高 CH-E	DIGITAL
108	SRNM 計数率高高 CH-F	DIGITAL
109	SRNM 計数率高高 CH-G	DIGITAL
110	SRNM 計数率高高 CH-H	DIGITAL
111	SGTS A 運転	DIGITAL
112	SGTS B 運転	DIGITAL
113	主蒸気管 放射能高 A	DIGITAL
114	主蒸気管 放射能高 B	DIGITAL
115	主蒸気管 放射能高 C	DIGITAL
116	主蒸気管 放射能高 D	DIGITAL
117	放水口モニタ線量率 5号	CPS

福島第一原子力発電所6号機

番	パラメータ	単位
1	主排気筒放射線モニタ高レンジ	MS/H
2	主排気筒放射線モニタ低レンジA	CPS
3	主排気筒放射線モニタ低レンジB	CPS
4	S G T S放射線モニタ高レンジA	MS/H
5	S G T S放射線モニタ高レンジB	MS/H
6	S G T S放射線モニタ低レンジA	CPS
7	S G T S放射線モニタ低レンジB	CPS
8	風向10M（16方位）	DEG
9	風向95M（16方位）	DEG
10	風速10M	m/s
11	風速95M	m/s
12	大気安定度A－F	—
13	モニタリングポスト1H	NG/H
14	モニタリングポスト2H	NG/H
15	モニタリングポスト3H	NG/H
16	モニタリングポスト4H	NG/H
17	モニタリングポスト5H	NG/H
18	モニタリングポスト6H	NG/H
19	モニタリングポスト7H	NG/H
20	モニタリングポスト8H	NG/H
21	モニタリングポスト1L	NG/H
22	モニタリングポスト2L	NG/H
23	モニタリングポスト3L	NG/H
24	モニタリングポスト4L	NG/H
25	モニタリングポスト5L	NG/H
26	モニタリングポスト6L	NG/H
27	モニタリングポスト7L	NG/H
28	モニタリングポスト8L	NG/H
29	原子炉圧力	MPA
30	再循環ポンプ入口温度A（BV）	DEGC
31	再循環ポンプ入口温度B（BV）	DEGC
32	HPCS系統流量	L/S
33	LPCS系統流量	L/S
34	ADS A 作動	DIGITAL
35	ADS B 作動	DIGITAL
36	HPCSポンプ 遮断器 動作	DIGITAL
37	LPCSポンプ 遮断器 動作	DIGITAL
38	RHR系統流量A	L/S
39	RHR系統流量B	L/S
40	RHR系統流量C	L/S
41	RHRポンプ A 遮断器 動作	DIGITAL
42	RHRポンプ B 遮断器 動作	DIGITAL
43	RHRポンプ C 遮断器 動作	DIGITAL
44	原子炉水位（W/R）（BV値）	mm
45	原子炉水位（F/R）（BV値）	mm

番	パラメータ	単位
46	A P R M 平均値	%PWR
47	全制御棒全挿入	DIGITAL
48	ドライウェル圧力 (W/R)	KPAA
49	S/C 圧力 (W/R)	KPAA
50	P C I S 隔離信号 (内側) トリップ	DIGITAL
51	P C I S 隔離信号 (外側) トリップ	DIGITAL
52	主蒸気隔離弁 内側 A 開	DIGITAL
53	主蒸気隔離弁 内側 B 開	DIGITAL
54	主蒸気隔離弁 内側 C 開	DIGITAL
55	主蒸気隔離弁 内側 D 開	DIGITAL
56	主蒸気隔離弁 外側 A 開	DIGITAL
57	主蒸気隔離弁 外側 B 開	DIGITAL
58	主蒸気隔離弁 外側 C 開	DIGITAL
59	主蒸気隔離弁 外側 D 開	DIGITAL
60	M S I V 閉 (内側)	DIGITAL
61	M S I V 閉 (外側)	DIGITAL
62	6.9KV 6A-1 母線電圧	KV
63	6.9KV 6A-2 母線電圧	KV
64	6.9KV 6B-1 母線電圧	KV
65	6.9KV 6B-2 母線電圧	KV
66	6.9KV 5SA1 母線電圧	KV
67	6.9KV 5SA2 母線電圧	KV
68	6.9KV 5SB1 母線電圧	KV
69	6.9KV 5SB2 母線電圧	KV
70	6.9KV 6C 母線電圧	KV
71	6.9KV 6D 母線電圧	KV
72	6.9KV HPCS 母線電圧	KV
73	ディーゼル発電機 6A 運転	DIGITAL
74	ディーゼル発電機 6B 運転	DIGITAL
75	HPCS D/G 遮断器 閉	DIGITAL
76	CAMS 放射線モニタ A (D/W)	S/H
77	CAMS 放射線モニタ B (D/W)	S/H
78	CAMS 放射線モニタ A (S/P)	S/H
79	CAMS 放射線モニタ B (S/P)	S/H
80	D/W 温度 (MAX)	DEGC
81	S/C 水温 (MAX)	DEGC
82	S/P 水位	cm
83	CAMS H ₂ 濃度 A	%
84	CAMS H ₂ 濃度 B	%
85	CAMS A サンプル切替 (D/W)	DIGITAL
86	CAMS B サンプル切替 (D/W)	DIGITAL
87	CAMS O ₂ 濃度 A	%
88	CAMS O ₂ 濃度 B	%
89	原子炉給水流量	t/h
90	R C I C タービン起動	DIGITAL

番	パラメータ	単位
91	R C I C 系統流量	L/S
92	S / R 弁 開	DIGITAL
93	R H R 注入弁 A (C C Sモード) 開	DIGITAL
94	R H R 注入弁 B (C C Sモード) 開	DIGITAL
95	R H R 注入弁 A (L P C Iモード) 開	DIGITAL
96	R H R 注入弁 B (L P C Iモード) 開	DIGITAL
97	R H R 注入弁 C (L P C Iモード) 開	DIGITAL
98	S R N M 対数計数率 C H - A	CPS
99	S R N M 対数計数率 C H - B	CPS
100	S R N M 対数計数率 C H - C	CPS
101	S R N M 対数計数率 C H - D	CPS
102	S R N M 対数計数率 C H - E	CPS
103	S R N M 対数計数率 C H - F	CPS
104	S R N M 対数計数率 C H - G	CPS
105	S R N M 対数計数率 C H - H	CPS
106	S R N M A 計数率高高	DIGITAL
107	S R N M B 計数率高高	DIGITAL
108	S R N M C 計数率高高	DIGITAL
109	S R N M D 計数率高高	DIGITAL
110	S R N M E 計数率高高	DIGITAL
111	S R N M F 計数率高高	DIGITAL
112	S R N M G 計数率高高	DIGITAL
113	S R N M H 計数率高高	DIGITAL
114	S G T S A 運転	DIGITAL
115	S G T S B 運転	DIGITAL
116	主蒸気管 A1 放射能高	DIGITAL
117	主蒸気管 B1 放射能高	DIGITAL
118	主蒸気管 A2 放射能高	DIGITAL
119	主蒸気管 B2 放射能高	DIGITAL
120	放水口モニタ線量率 6号	CPS

別表3－1 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内容
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で100mSv に相当する予測線量となる場合
服用対象者	40歳未満を対象とする。ただし、かなりの被ばくが予測されるおそれがある場合は、甲状腺機能低下症を予防するため、40歳以上の防災業務関係者に対して、念のため、安定ヨウ素剤服用について考慮する。なお、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないように配慮する。 ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体性血管炎の既往歴のある者又は治療中の者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者
服用量	医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2丸(ヨウ素量76mg, ヨウ化カリウム量100mg)を用いる。

別表３－２ 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災組織の人員	原子力防災資機材及び資料等		備 考
オフサイトセンター における業務に関する事項	執行役 (合同対策協議会派遣) 1名	配管計装線図	1冊	
	8名	機器配置図	1冊	
		設備関係資料(必要な資料のみ)	1部	
		業務車	1台	
		広報車(スピーカ搭載車)	1台	
環境放射線モニタリング等に関する事項	10名	シンチレーションサーベイメータ	5台	※1：放射線測定車に搭載
		電離箱サーベイメータ	10台	
		中性子線サーベイメータ	2台	
		汚染密度測定用サーベイメータ	5台	
		汚染密度測定用(α 線)サーベイメータ	1台	
		蛍光ガラス線量計素子	30個	
		電子式線量計	50台	
		ヨウ素測定器	サンブラ 5台	
			※1 測定器 1台	
		ダスト測定器	サンブラ 5台	
			※1 測定器 1台	
		放射線測定車	1台	
		モニタリング用車両	1台	
原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)における業務に関する事項	5名程度			

※緊急事態応急対策の活動状況により要員については派遣先と調整する。

別表 4－1 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災組織の人員	原子力防災資機材等		備 考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	執行役			
	(合同対策協議会派遣) 1名			
	8名			
環境放射線モニタリング等に関する事項	10名	シンチレーションサーベイメータ	5台	※1：放射線測定車に搭載
		電離箱サーベイメータ	10台	
		中性子線サーベイメータ	2台	
		汚染密度測定用サーベイメータ	5台	
		汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	1台	
		蛍光ガラス線量計素子	30個	
		電子式線量計	50台	
		ヨウ素測定器	サンブラ 5台	
			※1測定器 1台	
		ダスト測定器	サンブラ 5台	
			※1測定器 1台	
		放射線測定車	1台	
		モニタリング用車両	1台	
原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)における業務に関する事項	5名程度			

※原子力災害事後対策の活動状況により要員については派遣先と調整する。

別表５－１ 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材の貸与

環境放射線モニタリング等に関する事項	原子力防災組織の人員	原子力防災資機材		備 考
	１０名			
		シンチレーションサーベイメータ	５台	※１：放射線測定車に搭載
		電離箱サーベイメータ	１０台	
		中性子線サーベイメータ	２台	
		汚染密度測定用サーベイメータ	５台	
		汚染密度測定用（α線）サーベイメータ	１台	
		蛍光ガラス線量計素子	３０個	
		電子式線量計	５０台	
		ヨウ素測定器	サンプ ラ ５台	
			※１ 測定器 １台	
		ダスト測定器	サンプ ラ ５台	
			※１ 測定器 １台	
		放射線測定車	１台	

様式集

Ⅲ 様式集

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書
様式 2	原子力防災要員現況届出書
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
様式 4	放射線測定設備現況届出書
様式 5	放射線測定設備の性能検査申請書
様式 6	原子力防災資機材現況届出書
様式 7－1	特定事象発生通報（原子炉施設）
様式 7－2	特定事象発生通報（事業所外運搬）
様式 8－1	応急措置の概要（原子炉施設）
様式 8－2	応急措置の概要（事業所外運搬）
様式 9－1	応急措置の概要（原子炉施設）第 1 5 条報告
様式 9－2	応急措置の概要（事業所外運搬）第 1 5 条報告
様式 1 0	防災訓練実施結果報告書

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

平成 年 月 日	
内閣総理大臣，原子力規制委員会 殿	
届出者	
住 所	
氏 名	
印	
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
(担当者 所属 電話)	
別添のとおり，原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので，原子力災害対策特別措置法第 7 条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和 4 1 年 1 2 月 1 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成 年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には，「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

平成 年 月 日		
原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿		
届出者		
住 所		
氏 名		
印		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者 所属 電話)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について，原子力災害対策特別措置 法第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2	
業 務 の 種 別	防 災 要 員 の 職 制	その他防災要員
情報の整理，関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広 報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検，応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医 療 に 関 す る 措 置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この
場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

平成 年 月 日			
原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿			
届出者			
住 所			
氏 名			
印			
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
(担当者 所属 電話)			
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので，原子力災害 対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称 及び場所		東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22	
区 分		選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

- 備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては，必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

平成 年 月 日		
内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿		
届出者		
住 所		
氏 名		
印		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者 所属 電話)		
放射線測定設備の現況について，原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2	
原子力事業所内の放射線測定設備	設 置 数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設 置 者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

- 備考 1 用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は，第 11 条第 1 項ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備の性能検査申請書

原管発官 第 号
平成 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所 東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

氏 名 東京電力株式会社

印

原子力災害対策特別措置法第 11 条第 5 項の規定により次のとおり放射線測定設備の性能検査を受けたいので申請します。

原子力事業所の名称及び所在地		福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
原子力事業所内の 放射線測定設備	設 置 数	式
	そ の 概 要	別紙のとおり

原子力防災資機材現況届出書

平成 年 月 日			
内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿			
届出者			
住 所			
氏 名			
印			
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
(担 当 者 所 属 電 話)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2		
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付き防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測機等	固定式測定器		台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線線量当量率測定用サーベイメータ		台
	熱ルミネセンス線量計	素子	個
	又は蛍光ガラス線量計	リーダー	台
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
個人用外部被ばく線量測定器		台	
その他資機材	ヨウ素剤		錠
	担架		台
	除染器具		式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式
	その他	モニタリングカー	台

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

特定事象発生通報（原子炉施設）

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿	
第 10 条 通 報 通報者名 _____	
連絡先 _____	
特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所	福島第一原子力発電所 ____ 号機
特定事象の発生時刻	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分 （24 時間表示）
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 ① 敷地境界放射線量上昇 ⑧ 全交流電源喪失 ② 放射性物質通常経路放出 ⑨ 直流電源喪失（部分喪失） ③ 火災爆発等による放射性物質放出 ⑩ 停止時原子炉水位低下 ④ スクラム失敗 ⑪ 燃料プール水位低下 ⑤ 原子炉冷却材漏えい ⑫ 中央制御室使用不能 ⑥ 原子炉給水喪失 ⑬ 原子炉外臨界蓋然性 ⑦ 原子炉除熱機能喪失
	想定される原因 故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他（_____）
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等 原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，全制御棒全挿入） ECCS 系の作動状態 （要求信号／有・無，成功，一部失敗，全台失敗） 排気筒放射線モニタの指示値（排気筒名：_____） 変化無し，変化有り（発生前の値 ____ cps → 最大値 ____ cps） モニタリングポストの指示値 変化無し，変化有り （発生前の値 ____ nGy/h → 最大値 ____ nGy/h，MPNo. ____） その他 _____ _____ _____
その他特定事象の把握に参考となる情報	_____ _____ _____

特定事象発生通報（事業所外運搬）

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日		
内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，都道府県知事，市町村長 殿		
第 10 条 通 報 通報者名 _____		
連絡先 _____		
特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2	
特定事象の発生箇所	_____都道府県_____市町村_____ _____（海上の場合：沖合 _____ k m）	
特定事象の発生時刻	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分頃（24 時間表示）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	① 事業所外運搬放射線量上昇 ② 事業所外運搬放射性物質漏えい
	想定される原因	火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中， その他（_____）
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____
その他特定事象の把握に参考となる情報		_____ _____ _____

応急処置の概要（原子炉施設）

内閣総理大臣
原子力規制委員会
福島県知事
大熊町長
双葉町長

殿

第 25 条 報告

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 事 故 件 名 :

2. 事故発生場所 :

3. 事故発生日時 :

4. 発生事象と対応の概要

5. 緊急時対策本部その他の事項の概要

応急措置の概要 (プラントの状況)

6. プラントの状況

確認時刻 :

事故発生時の状況	発電所状態		原子炉出力	%
	停止時刻	時 分	炉心平均燃焼度	MWD/MIU
現在の状況	原子炉出力	%	1 次系圧力	MPa (gage)
	1 次系 (ホットレグ) 温度	℃	原子炉水位	%
	格納容器圧力	kPa (gage)	格納容器内水素濃度 (ドライ値)	%

7. 放射性物質の放出状況等

確認時刻 :

放出状況 放出状況の評価を開始した時刻 (時刻　：　)	放出開始時刻	日　：　頃			放出停止時刻				
	放出箇所				放出高さ (地上高)		m		
	放出実績評価	評価時点での放出率				評価時刻までの放出量			
	希ガス	Bq/h				Bq			
	ヨウ素	Bq/h				Bq			
	その他 (核種)	Bq/h				Bq			
排気筒モニタ	格納容器 (主排気筒)	cps cpm			補助建屋		cps cpm		
モニタポスト	名称	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8
	nSv/h μ Sv/h								
気象情報	天候					風向			
	風速	m/s				大気安定度			

8. 放射性物質の放出評価

確認時刻 :

放出見通し		希ガス	ヨウ素	合計
	放出評価時刻以降の放出見通し	Bq	Bq	Bq
最大地点の線量の推定		方位	距離	被ばく線量
	外部全身被ばく		km	mSv
	甲状腺被ばく		km	mSv

9. その他

--

応急処置の概要(事業所外運搬)

内閣総理大臣
原子力規制委員会
国土交通大臣
都道府県知事
市町村長

殿

第 2 5 条 報 告

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 事 故 件 名 :

2. 事故発生場所 :

3. 事故発生日時 :

4. 発生事象と対応の概要

5. 緊急時対策本部その他の事項の概要

応急措置の概要(輸送容器の状況)

6. 輸送容器の状況

確認時刻 :

事故発生時の状況	輸送物		使用容器	型
	出発地／到着予定地	／	輸送手段	
現在の状況	火災の有無		爆発の有無	
	漏えいの有無			
	特記事項			

7. 放射性物質の放出状況等

確認時刻 :

放出状況	放出, 漏えい開始時刻	日 : 頃		放出, 漏えい停止時刻				
	放出, 漏えい箇所							
放射線量	距離・場所							
	nSv/h μSv/h							

8. 放射性物質の放出評価

評価時刻 :

放出見通し	放出評価時刻以降の放出見通し			
最大地点の線量の推定		方位	距離	被ばく線量
	外部全身被ばく		m	mSv

9. その他

--

応急措置の概要(原子炉施設)

内閣総理大臣

原子力規制委員会

福島県知事

大熊町長

双葉町長 殿

第 1 5 条 報 告

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要（同法第 1 5 条第 1 項に係る原子力緊急事態事象の発生）を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 事 故 件 名 :

2. 事故発生場所 :

3. 事故発生日時 :

4. 報告する内容 :

5. 発生事象と対応の概要

6. 緊急時対策本部その他の事項の概要

応急措置の概要(事業所外運搬)

内閣総理大臣
原子力規制委員会
国土交通大臣
都道府県知事
市町村長

殿

第 1 5 条 報 告

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要(同法第 1 5 条第 1 項に係る原子力緊急事態事象の発生)を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 事 故 件 名 :

2. 事故発生場所 :

3. 事故発生日時 :

4. 報告する内容 :

5. 発生事象と対応の概要

6. 緊急時対策本部その他の事項の概要

防災訓練実施結果報告書

年 月 日 原子力規制委員会 殿 報告者 住所 _____ 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話) 防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の2第1項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防 災 訓 練 実 施 年 月 日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防 災 訓 練 の 項 目	
防 災 訓 練 の 内 容	
防 災 訓 練 の 結 果 の 概 要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。